

令和 6 年舟形町議会  
第 3 回定例会会議録

舟形町議会

令和6年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和6年8月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月4日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 廣 好

6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹

7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光

8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一

9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文

10番 斎 藤 好 彦

不応招議員(なし)

令和6年9月4日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年第3回舟形町議会定例会第1日目

令和6年9月4日（水）

---

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八  歙  太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
会計管理者	沼澤 伸 一	地域強靱化対策室長	伊藤 英 一
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀 邦	総務課財政係長	仲野 健 太
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	教 育 長	伊藤 幸 一
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 課 長	森 英 利
ふるさと応援推進室長	野 尻 誠	農業委員会会長	叶内 栄 一
住民税務課長	豊岡 将 志	代表監査委員	齊藤 徹
健康福祉課長	沼澤 一 征	監査事務局長	相馬 広 志
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬 広 志	事務補助員	大場 正 江
--------	--------	-------	--------

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長あいさつ並びに行政報告
- 日程第5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和6年第3回舟形町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。1番伊藤廣好議員、5番小国浩文議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いいたします。

**4番** おはようございます。それでは私から、去る令和6年8月28日に開催されました議会運営委員会において、令和6年第3回舟形町定例会の会期について協議をいたしましたので、ご報告をいたします。

令和6年第3回舟形町議会定例会の会期は、本日9月4日より11日までの8日間とすることに決まりましたので、ご報告いたします。

**議長** お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長報告のとおり、9月4日から11日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から11日までの8日間とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 町長あいさつ並びに行政報告

**議長** 日程第4 町長あいさつ並びに行政報告をお受けいたします。

**町長** おはようございます。

爽やかな秋晴れの中、本日は、令和6年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さきの臨時議会でも申し上げましたが、改めて7月25日からの大雨により亡くなられた方々に、心より哀悼の意を表します。また、甚大な被害を受けております被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

舟形町の町道31路線59か所、被害額5億3,062万円、町管理の河川7河川13か所、被害額2億3,370万円、農地83か所、被害額1億3,200万円、農業用施設92か所、被害額6億5,100万円、林道災8か所、被害額650万円、その他水道や農集排・公共下水道の施設、被害額1億円、チャイルドランド・河川公園や若あゆ温泉グラウンド、被害額1億2,900万円、その他の公共施設被害額2,300万円の復旧費や、建物全壊3棟、床上浸水14棟、床下浸水19棟、墓地損壊1団地等の生活再建対策費に対する補正予算を臨時議会で可決しておりまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。つきましては、可決していただいた予算で、国県の支援・補助をいただきながら、職員一丸となって全力で復旧・復興に努めてまいり所存です。議員各位におかれましても、国県への要望等をはじめ、一刻も早い災害からの復旧・復興に向けてお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、先月26日に齊藤・伊藤両監査委員から令和5年度決算審査意見書を提出していただきました。その中で、東北農林専門職大学総合プロジェクト事業については、学生用並びに教職員用アパートが満室となったことについて、各課横断的に選定された職員チームの努力と結束力の結実だとして、またアパート建設の財源に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したプロジェクトチームを含む職員の努力に対し、高く評価をしていただきました。その他、デジタル推進事業や、ふるさと納税人口割県内1位、市町村税収比率県内1位、国県の農業機械導入補助事業の採択率4年連続100%など、職員の努力に対しても高く評価していただきました。私も町民の幸せのため頑張っている職員の努力に、心から感謝と御礼を申し上げます。

次に、6月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 東北農林専門職大学学生との交流会について。

6月29日、若あゆ温泉あゆっこ村の炊事場等で、今年度開学した東北農林専門職大学の学生向けアパートに住む学生との交流会を開催いたしました。学生の歓迎も兼ねたこの交流会には、学生6名と町の東北農林専門職大学プロジェクトチームの職員4名が参加いたしました。

交流会では、山形名物の芋煮とバーベキューを楽しみながら、舟形町での暮らしや学生生活について情報交換するなど、交流や親睦が図られました。今後も、大学生活はもちろん、町での生活が充実したものになるよう、大学生と意見交換の場を設けながら、舟形町に住んでよかったと思ってもらえるように引き続きサポートを行ってまいります。

(2) 令和6年度舟形町消防ポンプ操法審査会について。

6月30日日曜日、アユパーク舟形において、令和6年度舟形町消防ポンプ操法審査会及びポンプ性能検査が行われました。

審査会は、消防操法技術の習得と団員相互の連携強化を目的に開催されたもので、各分団の16チームが日頃の訓練の成果を存分に発揮し、第2分団第2部の長沢と、第5分団第9部の富田が最優秀賞に輝きました。

また、有事の際、消火活動に支障がないよう、各部の消防ポンプの性能を検査いたしました。

(3) ふながたWAKU WAKU WORKについて。

7月2日、舟形中学校体育館において、舟形小学校6年生32名、舟形中学校1年生32名を対象に「ふながたWAKU WAKU WORK」を開催いたしました。これは、小中学生がより多くの選択肢の中から自分の進路を決めることができるよう、地元企業の職業体験を行う事業で、今年度は団体を含む13社が参加いたしました。このうち、舟形町認定農業者協議会は農業用ドローンとヘリコプターの展示や自動操舵トラクターの体験試乗など、最新の技術を活用した農業の魅力を、最上青年林業協力隊は実際におのを使ったまき割りや、チェーンソーを使って丸太を切ってみる体験などを通し、身近にある森林を守り活用する林業の魅力を子供たちに伝えていました。

体験後のアンケートでは、最上地域で働くことに興味を持ったと回答した児童生徒が9割を超えたことから、引き続き地域の仕事の魅力を子供たちに伝え、将来、舟形町で暮らしたいと考える若者が増えるよう、取組を進めてまいります。

(4) 舟形町東京友の会ふるさと訪問に係る記念植樹について。

7月4日、富田桜つつみにおいて、町制施行70周年を記念した舟形町東京友の会ふるさと訪問に当たり、ヤエザクラ2本の記念植樹式を開催いたしました。

当日は舟形町東京友の会より31名の会員と、町からは、私と斎藤議会議長が参加いたしました。

参加者らは、遠くに望む山並みや一面に広がる田園と集落が織りなす懐かしい風景に心を和ませ、これまでの交流への感謝と、今後の末永い交流を確認いたしました。舟形町東京友の会の星川榮治会長は、挨拶の中で、舟形町東京友の会の名前が入ったプレートが添えられた記念植樹という機会をいただいたことに感謝を述べられました。町では、ふるさと舟形町に対する思いが込められたヤエザクラを毎年咲かせてまいりたいと思います。

(5) 県営基盤整備事業沖の原・紫山向山地区合同安全祈願祭について。

7月19日金曜日、沖の原地区及び紫山向山地区の県営水田農業低コスト等基盤整備事業の合同安全祈願祭が沖の原地区工事現場を会場に開催されました。

沖の原地区は受益面積が115ヘクタール、総事業費32億100万円、令和4年度から令和12年度まで、紫山地区は受益面積48ヘクタール、総事業費14億400万円で、令和4年度から令和11年度まで整備を行います。

農地の大区画化・汎用化、用排水路のパイプライン化等が計画され、生産性の向上、高収益作物の導入による収益の向上、農業経営の継承が期待されております。

(6) 世田谷区・舟形町夏季児童交流学习について。

7月20日土曜日から22日月曜日までの3日間、舟形小学校36名と代沢小93名、山崎小51名の5年生児童180名が、夏季交流学习を行いました。

児童たちは町内施設への集団宿泊を基本とし、鮎つかみや川遊び、花笠踊りで交流を深め、夜は各地区でバーベキューなどをして、楽しい思い出をつくりました。最終日のお別れ集会では、お互いに別れを惜しみながら、秋の再開を約束しておりました。

なお、代沢小との交流は今年で最後となります。来年からは山崎小との2校交流になる計画であります。

(7) 東北農林専門職大学アパート第2期地区起工式について。

7月23日月曜日、東北農林専門職大学アパート第2期地区起工式が行われました。株式会社クリエイト礼文が学生向けアパート1棟と、空き家リノベーションによる交流施設1棟を施工します。

株式会社クリエイト礼文は、令和5年度に完成したアパートでも好評を得ており、今年度も公募型コンペの審査を通過し、令和8年度までに学生向けアパート3棟を建設・管理・運営する協定を締結いたしました。アパートが全て完成すると、1学年から4学年まで学生がそろふこととなり、町ににぎわいと活気を与え、さらなる若者の増加につながることを期待しております。

(8) 山形県町村会による豪雨災害に関する緊急要望実施について。

8月6日火曜日、7月25日に発生した豪雨災害に対する復旧・復興支援を求めて、山形県町村会による国会議員及び中央省庁への要望活動を行いました。

緊急要望会では、最上管内の全7町村長を含む県内11市町村長が参加し、岸田内閣総理大臣、松本総務大臣、鈴木財務大臣、斉藤国土交通大臣、松村防災大臣、鈴木農林水産副大臣、渡海自民党政調会長、西田総務大臣政務官らに直接要望したほか、内閣府、国土交通省、農林水産省に対し、復旧に向けた十分な財政措置と、災害復旧事業の推進に向けた特段の配慮をお願いしてまいりました。

(9) 令和6年度舟形町二十歳の祝賀式について。

8月14日水曜日、町中央公民館において「令和6年度舟形町二十歳の祝賀式」を開催し、二十歳の皆さんをお祝いいたしました。

式典には、対象者45名中37名が出席し、それぞれの近況を報告し合ったり、小学校卒業時のタイムカプセルを開け、「二十歳の自分」に宛てた保護者と自分からの手紙を読んだり、同級生と恩師と当時の話をしながら懐かしんでおりました。

代表者の矢口就翔さんの挨拶では、「夢に向かって挑戦し続け、支えてくれる家族や友人、恩師の存在に感謝し、その支えを力に変えていきます」という決意の言葉が述べられました。

以上、9件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、報告案件について1件、一般会計及び特別会計補正予算について5件、条例の設定について1件、条例の一部改正について1件、最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について1件、山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について1件、人事案件について2件、令和5年度決算の認定について7件、以上19件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、6月定例議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので説明は省略させていただきます。挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

---

## 日程第5 一般質問

**議長** 日程第5 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。5番小国浩文議員。

**5番** おはようございます。

一般質問の前に、さきの水害で亡くなられた方々に、衷心よりお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い、私から2点について一般質問をさせていただきます。

1番目としまして、水害対策の現状と課題は。

令和6年7月25日の夜間に今まで経験したことがない記録的な集中豪雨が起き、新庄、最上地区に甚大な被害が発生し、今後の復旧が待たれるところであります。当町でも舟形第1町内で崖崩れにより家屋の崩壊や、農地への冠水、第3町内寺下地区では床下・床上浸水など多くの災害があり、大変な状況になっています。その中で、寺下区において昨年増水対策の堤防が完成し、排水ポンプも常設され、予備ポンプを使用されたようですが、それでも浸水を止めることができませんでした。

今後、このような状態を解消するため新たな機能強化を図る考えがあるのか、また今回の水害では水道の断水が起き、水の大切さを痛感させられました。町の対応で尾花沢市、大石田町の所有されている給水車を手配していただき、町民も感謝しているものと感じて

います。今後いつ起こるか予想できない水害対策として、町独自に給水車を持つ考えはないのかを伺います。

2つ目といたしまして、鳥獣被害対策の充実を。

国において今年4月に有識者会議を経て、駆除などに対して国からの資金などが出る指定管理鳥獣に熊が追加されました。会議の中でも、市街地での猟銃使用の条件について見直しの必要性が指摘され、熊の出没数が多い北海道、東北地方の知事からも、2月の見直しに向けた要望が出されました。

猟友会などが熊を撃つためには、立ち会った警察官から指示を受けるか、刑法の「緊急避難」に当たるやむを得ない行為として対応するしかありません。しかし、警察官が許可を出すには時間がかかったり、発砲後に捕獲者が違法性を問われたりする事案も起きています。

環境省による2023年に報告された熊による人的被害は過去最多の219人で、このうち死者は6人、今年度も4月から7月2日まで人身被害34人、死者2人が出ている状況のようです。

このような中、北海道や県内自治体の捕獲時の報酬を増額する動きがあるようですが、町として増額の考えはあるのか、また町内に熊やイノシシが出没し、人的被害が想定される場合、どのように対処する考えなのかを伺います。

**町長** それでは、5番小国浩文議員の「水害対策の現状と課題は」の質問にお答えいたします。

まずは、このたびの記録的大雨により被災された皆様やそのご家族に心よりお見舞いを申し上げますとともに、寺下及び堀内地区の排水作業に従事して下さった第3分団と第6分団、住家や小屋への浸水を防ぐため、土のうを設置して下さった第4分団、指定緊急避難場所の開設及び避難者誘導を補助して下さった第1分団など、町内の巡視や水防活動などに従事していただいた多くの消防団員の皆様に、改めて深く感謝と御礼を申し上げます。

このたびの災害は、7月25日から降り続いた大雨により、舟形町内のみならず、庄内・最上地域に甚大な被害をもたらしました。

寺下地区には消防団が出動し、25日午後1時半から、昨年度設置した常設の排水ポンプ3台を稼働し、26日深夜からは、予備ポンプ3台も稼働し、正午まで排水作業を行っていただきました。

しかしながら、これまでにない記録的大雨により、住家の床上浸水4件、小屋の床下浸水1件の被害が発生いたしました。

1つ目のご質問の寺下地区の排水対策の強化についてですが、町では次の3点について対策を進めていこうとしているところであります。

対策の1点目が、令和5年度に完成しておりますオートゲートと排水ポンプの整備であります。オートゲートは舟形観測所の河川水位が3メートルを超えたところで閉じ、河川から寺下地区への流入を防ぎます。それに伴う内水の上昇は、ポンプ排水により対応しますが、排水能力は、山地排水を大堰が受けることを前提として、50年に1回の確率雨量から内水分析し、口径150ミリポンプ6基と、口径80ミリポンプ2基の毎分13トンで整備しております。

対策の2点目は、現在、国庫補助事業採択に向けて調査を行っております、大堰の水路断面の拡大と最上小国川までの放水路の整備であります。これは、山地排水を大堰で受け、あふれることなく河川へ放水することで、寺下地区及び大堰周辺地域の浸水被害を防ぐことを目的とし、県営事業により令和10年度着工を目指し作業を進めているところであります。

対策の3点目は、夫婦川の排水樋門を閉じたときの排水ポンプの整備であります。最上小国川から夫婦川への逆流を防止するため排水樋門を閉じた場合、夫婦川からあふれた水は、既存の水路から令和5年度に整備したオートゲートまで流れますが、民家近くでよどみが生じあふれてしまいますので、夫婦川から直接最上小国川へポンプ排水することが確実であり効果的と考えております。急なり面でのポンプ設置作業の危険性や放水ホース設置による県道の通行止めなどの課題があり苦慮しているところではありますが、整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問の給水車等の整備についてですが、今回の災害では、長沢から舟形方面へ排水しております十二川原水源地の水源地の濁りが収まらず、広範囲にわたり長時間の断水となりました。今まで水源地の濁りが原因でこれだけ長時間の断水になることはありませんでしたが、近年の河川の氾濫の多さを考えますと、長期断水がいつ起こってもおかしくない状況であろうと考えます。運よく、新庄市、尾花沢市及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合から協力を得ることができましたが、他の市町村の被災状況によっては協力を得られない場合も想定され、給水タンク1台では給水に時間を要し、住民生活に支障を来してしまいますので、東西に分かれるなど2班体制で給水活動ができるよう、給水タンクを1台追加することは最低限必要であろうというふうに考えております。

次に、「鳥獣被害対策の充実を」の質問にお答えいたします。

初めに、当町の鳥獣被害対策の取組についてであります。平成28年度に当町において、初めてイノシシ被害が発見されました。被害の拡大を防止するため、平成29年度に舟形町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、舟形町鳥獣被害対策実施隊を組織し、農林水産省の補

助事業である鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施しております。新庄最上管内の市町村の中では最も早く取り組み、わなや追い払い花火などの購入、技能講習会の会場使用料、実施隊員の活動報酬に充てているところであります。

また、活動費の確保だけでなく、実施隊員や住民の希望者を対象に、イノシシの生態や被害対策に関する知識を高めるため、農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーによるイノシシ対策研修会を令和2年度から令和5年度まで毎年開催しております。

そのほか、交付金事業の補助対象にならない経費については、町単独事業により支援しているところであります。新規狩猟免許の取得補助、わなの見回り時の燃料費、止め刺しに使用する弾薬、射撃大会出場のための練習時に使用するライフル・スラッグ弾、わなに使用する餌や振込手数料などであります。これらの支援については、新庄最上管内の市町村の中ではトップクラスの水準であり、県内の鳥獣被害が大きい地域と比べても見劣りがしない水準となっております。いずれの支援にしましても、これまで舟形町猟友会と話し合いを重ねながら支援内容を構築してきたものであります。

さて、ご質問の「捕獲時の報酬の増額」についてであります。当町については現状イノシシのみを捕獲時の報奨金の対象としており、4月から10月までの夏季捕獲については、1頭当たり1万5,000円、それ以外の期間については7,000円を交付しております。熊については交付していない状況であります。今年度に報奨金を引き上げた市町村の例を挙げますと、村山市では熊3万円、イノシシ2万円としており、米沢市では熊、イノシシ、いずれも2万円にしております。当町としましては、舟形町猟友会と協議しながら、増額について検討してまいりたいと考えております。

次に、「人的被害が想定される場合の対処」であります。基本的には、環境省が作成した「クマ類の出没対応マニュアル」の中に対応方法が定められており、市町村はそれに基づき活動することとなっております。熊が近くにいると思われる場合には、花火を使った追い払い活動またはわなや銃器を使用した捕獲活動を実施しております。

一方で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、住宅集合地域での銃による捕獲が禁止されているため、現場で警察官から発砲命令を受けるなど応急対応を行っておりますが、時間を要するという現状があります。また、麻酔銃による捕獲についても困難な状況であります。そのため、現在環境省では同法を改正して、発砲の判断が速やかに行えるようにするための措置が検討されております。

最後になりますが、当町としましては、現時点ではこれまでどおりの対応を行ってまいります。それと同時に、熊が指定管理鳥獣に指定されたことにより、駆除対策が強化されることを期待しているところであります。特に住宅集合地域については、環境省のマニュアルや県の方針の変更を待って、対応を検討してまいりたいと考えております。

**5番** それでは、私から若干の再質問をさせていただきます。

まずは、水害対策についてですけれども、今回、災害救助法が適用になり、床上浸水に対して国からの補助等、出るという話もいただいております。また、町としても、お見舞金でなくて、そういう床上浸水に対しては手厚い補助を行っていただけるように町長からお話しいただきましたので、また高床式、やはりそれが、真室川の県会議員からもお話しいただきましたけれども、高床式が問題なんだと。やはり1階に浸水しなくても、中にあ  
る家財道具等に対しては被害があるわけだから、それに対して国が一生懸命やるべきだ  
というお話をいただきましたところ、町長のほうからは、そういうものに対しても補助を出  
すというお話をいただきましたので、これは大変高い評価をしたいと思います。まず、そ  
のことで、舟形まで高床式というのは、私が知っている限り、私のところでは1軒だけ寺  
下にあるわけですけれども、何軒ほどあるのか、分かればお願いします。

**町長** これは寺下地区というふうなところですかね。ほかに床下、床上浸水になった14軒の  
中で高床式というふうなことです。その件については住民税務課長より答弁をさせてい  
ただきたいというふうに思います。

**住民税務課長** ただいまご質問の「被害を受けた住宅の中で高床式の住宅が何軒あるか」と  
いうご質問ですけれども、高床式だけについては情報はまだ持っていないところでありま  
す。ただ、床上浸水以外の床下浸水に至った住宅につきましては13軒ございます。

以上です。

**5番** 今のところないということで。それでいいのですけれども、高床式も補助対象にして  
くれたということに対しては、やはり今後も町民の安心・安全のためにも、ぜひ長期に取  
り組んでいただきたいという思いであります。

次に、ポンプ、あの日全部、ポンプが6台、3台、予備ポンプ3台、6台で排水したわ  
けですけれども、それでものみ切れなかったという事実はあるわけです。しかし、あの堤  
防があったおかげで、私も地権者とお話ししたときに、水は逆流してきていたのかとい  
うことをお聞きしたら、いや、今回は逆流はしていないと。ポンプは水をのんでいると。た  
だ、機能が、それだけのオーバーフローになったわけですので、でもあの堤防があったお  
かげであれだけの被害で済んだのかなという、半分そういう考えもありますけれども、こ  
の6台でのみ切れなかったものに対して、今後増設する考えなどあるのか伺います。

**町長** あの場所には恐らく6台が限界かなというふうに思っているところです。答弁の中  
でも申し上げましたが、1つは、大堰の、山地排水を受けた大堰がしっかりと、1つは小国  
川のほうにしっかりと放流できるようにというふうなところで、普通農業用水、特に大堰  
については断面が一番終点側になると少し小さくなるものですから、その断面確保とい

うふうなこと、さらにはちょうど舟形1号線、今の大通りのところになりますが、現在、流雪溝が両脇にあるのですが、そのほかに放流口を設けるというふうな考え方でおります。

そのことでできるだけ今の寺下のほうに集まらないようにしたいという考え方と、もう一つは、夫婦川からあふれてくる水という部分が、やはり夫婦川のほうでも樋門を閉じますので、当然内水があふれてくるというところがあって、それが結果として寺下のほうに行ってしまうというところもありますので、夫婦川の部分については夫婦川で処理できるといいのかなというふうに思っております。排水ピット等を造りまして、さらにポンプと発電機を設置するような、そういう場所を確保するというふうなところの工事等をしながら、何とか対応していきたいというふうに考えているところでございます。

**5番** そういうことは、やはり夫婦川から流入してくる水が多いものだから、あそこでのみ切れない状況になっているというのが事実なわけです。それに対しても、今後何らかの取組をやっていただけるというようでもありますので、それはそれで期待したいと思います。

先ほど、今町長から答弁ありましたけれども、両サイドのあれだけでは駄目だから、あそこを第1町内から第4町内に向けて、地中にサイフォンみたいなものを埋めて、それを放水路にするという考えなのでしょうか。

**町長** 現在、計画中というところで測量業務等が入っている状況でありますので、具体的なその内容等には、まだ示されていないところなのですが、恐らく両サイドは流雪溝として使っているというところも考えますと、道路の中に暗渠として放流口を造るのではないかなというふうな、私の臆測ではそんな感じで考えているところであります。

いずれにしても、もう少し時間をいただかないと、県からの対策に対する広報等の説明がまたれるというふうな状況でございます。

**5番** ぜひ進めていただきたい。やはり、もう10年に1回とか50年に1回、5年に1回の世界に入ってきているわけですから、緊急を要することも事実なわけであります。その観点からも、やはり早急に計画を進めていただければありがたいなという思いであります。

次に、あの水害で舟形本町は1日だけでした、断水は。長沢は2日かかりましたけれども。たった1日なのですけれども、水のありがたみというか、これを切に私も感じました。まず、飲み水は何か近隣スーパーからでも買ってこられますけれども、トイレが一番困ったわけです。

やはりそういうことを考えますと、あのとき初めて大石田、尾花沢のあの給水車が来て、私も頂いてきましたけれども、そういうこともできるんだなという、大変ありがたかったですよ、正直言って。ただ、舟形町にも1台あるというお話でしたけれども、私は見たことないので、常にはどこに保管しているのかお聞かせください。

**町長** 今回、尾花沢さんと、それから尾花沢大石田の衛生事業組合のほうからお借りしたもののについては、令和2年のときに、尾花沢と大石田の水源地が、最上川の水位が上昇したというふうなところで断水になったということで、舟形町の給水タンクをお貸しいたしました。あわせて、水、水道が尾花沢と大石田の方が使えないというところもありまして、舟形若あゆ温泉を、時間延長して使ってくださいというふうなことに感謝していただいて、今回はうちのほうでしっかりと応援しますというふうなことと言っていただきまして、快く応援をしていただきましたし、職員も併せて来ていただいたというふうなことで、大変感謝申し上げているところです。

あわせて、新庄市からは給水タンクをお借りしてというふうなところであるところなのですが、現在の舟形町の給水タンクについては、除雪センター、木友のところ、木友といえますか、公共下水道の処理場の近くの除雪センターに通常置いているところでありまして、小国議員言われるとおり、1台ではやはりどうしても足りないというふうなところもございまして、給水車となりますと車もつくものですから、それはちょっとなかなか維持管理の問題もあるので、ただ、給水タンクについてはやはりもう一つは必要ではないかというふうなところで考えておりまして、今後、国のほうの防災・減災緊急対策事業5か年計画が来年からまた始まりますので、そういった財源を活用させていただきながら、ぜひ災害に備えていきたいというふうな考えているところでありまして。

**5番** いろいろ人を助ければ自分が助けてもらえる、大変ありがたいことだと。本当に大変ありがたかったわけです。やはり1台ではちょっと心もとないなという私の思いもありますので、この答弁資料にも、もう1台考えているということですので、安心しております。やはり命に関わるものは水ですので、なかなか本当に大変だなと。まだ鮭川なんかとんでもないことになっているわけですから、それを考えたときに、やはりもう1台を持つということは大変ありがたいということでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、鳥獣被害についてお伺ひします。北海道の奈井江町では、町から依頼されたヒグマ駆除などへの協力を、人手不足や報酬の低さを理由に辞退したという報道があったのですが、舟形町での労力は大丈夫なのでしょうか。

**町長** 舟形町猟友会というよりは、有害鳥獣駆除実施隊というふうなことでお願ひをしているのですが、舟形町としてそういう、拒否されるというようなことはない状況であります。

**5番** 大丈夫だということで安心しましたがけれども、やはり秋田県では、こっちは、北海道ヒグマなのですからけれども、秋田県ではツキノワグマ、痛ましい事件ですね、事故じゃないよね、お亡くなりになり、警察官2人が救助に行つて、熊に返り討ちじゃないけれどもやられたという、やはり拳銃なんか持つていってもどうにもならないような状況のようです

ので、やはりそういうことを考えた場合に、地元猟友会というものは本当に大切だなと私は思っておりますので、ぜひその辺は話合いをしながらやっていっていただきたいと。

あと、新庄市では、市街地に熊が出没したという想定をして、地元猟友会と訓練を行ったようなのですが、舟形町の猟友会とはそういう訓練とかはやられていたのか、その辺、お伺いします。

**町長** その点については実施はしてないと思いますが、もし補足があれば、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

**農業振興課長** ただいまのご質問ですが、訓練ということはやってはいないのですが、例年のように舟形小学校の付近を熊が通過したりいろいろございまして、警察と、あと猟友会、実施隊ですが、と町と一緒に現場でいろんな打合せをしてみたり、どういった対応をすべきなのかというふうな話合いをしていることはございます。

以上でございます。

**5番** 訓練はやっていないということで、ただ、いるんですよ。熊ももちろんいますけれども、イノシシもいます。私、昨日、おとといか、朝仕事で畑に行ったら、イノシシがいました。これは写真を撮らなきゃならないなと思って、我々がカメラを構えたら逃げられましたけれども、間違いなくいるんですよ。そして、てとての裏の畑をやっている方、固有名詞を出してもいいなら星川さんなのですが、何十年もここで畑をやってきたのですが、ぷつぷつとやめたわけですよ。どうしてやめたんだと聞いたら、イノシシが来て全部食い荒らしていくのだと。もう目と鼻の先まで来ていることも事実です。

やはりそういうことを考えたときに、それを想定の中の訓練にするのかはまず別物としても、でも本当に目の前に来ているわけですから、そういうものを想定した訓練は、私はやるべきだと思うのですが、その辺についてはどのように。

**町長** 答弁の中でも申し上げましたが、住宅地において猟友会といいますか、有害鳥獣駆除実施隊ができるのは、追い払いしかできません。やはり今の法律の中では、銃を撃つということができない状況でありますので、その点については今後、環境省とかそちらの法律が変わらないとできないというところがあります。やはりちょっと交流のある川場村の外山村長さんが猟友会の会長でもありまして、自身も鉄砲を撃つ方なのですが、警察から撃てと言われても、撃つと、おまえら捕まっぺと、捕まえねってそのときには言うのだそうですが、そこから上司のほう、やはり署長さんクラスになってくると、なぜそういう撃てという命令を出したのだというふうなところで言われると。最終的には俺が捕まるから俺は撃たないと。あなた方、撃てと言うのですが、警察も警察官が持っているピストルでは、熊とかそういったものはまず死なないという状況なのだそうです。

ですから、やはり早急に今そこにいる危険があるにもかかわらず、今の法律ではそれが対応できないという状況でありますので、そういった法律の改正をまって我々も対応しなければいけないというふうに思いますが、今小国議員がおっしゃられるとおり、有害鳥獣、熊、イノシシ等については、住家の近くにやはり出没しているという現実もありますので、我々もできる限り一刻も早い法改正をしていただいて、それに対応する対応ができるようになればいいなというふうに思っているところでございます。

**5番** 今町長が言われたとおり、実施隊から今後は撃つてくれと矢のように言われて、ある猟友会の方が、撃ったら免許を取られ、安全協会から訴訟まで起こされたような、そういうやはり法律体制になっているのも事実なのです。ただ、今言ったとおり、今環境省がそれを改正すべく、いろいろ法律の面でもやろうとしておりますので、それが通った後で結構なのですから、何とかその辺、考慮していただければなという思いでおります。

その次、報酬の増額、熊は入っていないということですがけれども、舟形町では。これは、でも、今全国的に騒がれていますね。やはり報酬の増額、もう他の県、県内でも上げてきているわけですがけれども、それに倣ったような形で持っていくのか、そういう考えなのかをお伺いします。

**町長** 基本的には、私が町長になりましてから猟友会さんと様々な話をさせていただきました。当初、安かった猟友会に対する補助金というふうなものについても少しずつ上げてきた経緯がございますし、それからさらには有害鳥獣駆除実施隊というふうなところを結成すると、それに対する補助金というふうなものもあるということで、今猟友会に対する支援策については、私が町長になった平成28年から比べると、多分5倍から6倍ぐらいの支援策が今のところ、猟友会さんのほうには行っているというふうに思っています。

今回上げたところについては、その状況がどれだけの補助をしているかとか、そういったものが分かりませんが、恐らく低くてなかなか協力していただけないような環境があったのかなというふうには推察するところでございますけれども、でもまず答弁書の中でも申し上げましたが、猟友会さんとよく話をしあって、様々なことを対応していったほうがいいのではないかとこのように思っていますので、またウクライナとロシアの戦争で、ライフルとか様々な弾が高くなってきているというふうな事実もあつたり、そういったものについても町として支援をしたり、燃料費の支援というふうなこともしてきておりますので、そういったところについては十分に猟友会さんと話をさせていただいた上で決定をしたいというふうに思います。

補足があれば、農業振興課長よりお願いをしたいと思います。

**農業振興課長** ただいまの捕獲時の報奨金と申しますか、奨励金と申しますか、そちらの部分について今クローズアップされて議論しておるところでありますので、実際にはいろんな

報酬がありまして、例えば年報酬がある市町村とない市町村、ございます。うちは安い、低いですが、2,000円というふうな形で設定をしております。

また、日当、1時間当たり、うちのほうは1,000円というのもありまして、ほかの市町村ではないところもございまして、それに捕獲時の報奨金と、3本立てとなっております、それをトータルで議論する必要があるのかなというふうに考えております。

周りの市町村で金額が、捕獲時の報奨金が上がってきたら、うちのほうもというふうな形になると思いますので、また猟友会さんとお話ししながら、引上げ等を検討してまいりたいと考えているところです。

**5番** ありがとうございます。

では、最後の最後になりますけれども、環境省では、熊対策、イノシシ対策に対して、30億円計上したという報道がありました。ということは、各市町村というか、全国のあれで手を挙げれば予算計上していただけるのか、その辺は分からないのですけれども、町は、町としても当然手を挙げるとは思いますけれども、どのような状況なのか、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

**町長** ちょっと環境省の中身は分かりませんが、農水省のほうの電気柵の補助とか、県と合わせてやっておったり、町独自でやって補助をしているところもあるのですが、そういう有害鳥獣が来ないというふうに、近づけないという対策もしております。

環境省のその予算30億円ですか、その中身について分かれば、農業振興課長のほうで、どういう中身なのか、それに取り組むのかどうかも補足していただければと思います。

**農業振興課長** ただいまの予算の関係でございますけれども、都道府県が行う事業については、山形県でも6月補正で、補正予算で取っているようです。それは、熊の対策の検討のための専門家の派遣事業であったり、あとは市街地での研修会というふうなものに予算を取っているようでございます。市町村にはまだその事業等、要望調査も何も来ていないもので、まだ舟形町ではその事業の取組は予定がない状況でございます。

**5番** 分かりました。鳥獣被害も水害も人命に関わることでございますので、ぜひ手厚く取り組んでいただきたいという思いを述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**議長** 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番荒澤広光議員。

**3番** さきに提出しました通告書に従い一般質問を行いますが、7月25日からの記録的な大雨によりお亡くなりになった方にお悔やみを申し上げます。また、けがに遭われた方、内水氾濫等々で被害に遭われた方に改めて心からお見舞いを申し上げます。

それでは、「最上川増水に伴う内水氾濫の検証を」と題して一般質問を行います。

添付資料として、堀内川端線の路面から最上川の水位の変化が分かるデータを準備しておりますので、参考にさせていただければと思います。

7月25日からの豪雨により、特に最上地方では甚大な被害が発生してしまいました。当町でも人的被害、河川の氾濫や土砂崩れによる道路・農地・水路への被害、住宅への浸水など大きな被害が発生し、町をはじめ関係機関からは懸命な復旧対応に追われているものと感謝を申し上げます。

令和元年12月定例会でも町道堀内川端線の内水氾濫対策について一般質問を行いました。今回の大雨では前回異常の内水の増加による床上・床下浸水が発生しました。最上川の増水に伴い堀内の各観測所では逆流を防止するため水門を閉じますが、内水位が上昇します。消防団は建設業者と連携し内水排水のためのポンプの据付け作業を行って対応しているのが現状です。

①内水を排水するための排水ポンプを据え付ける設置基準は明確になっているのかお聞きいたします。

②今回の内水位は排水ポンプ専用の配電盤まで約35センチの高さまで水位が上昇し、電源喪失のおそれもありました。安全な場所に移設する検討をする必要があると思います。

③浸水のおそれのある近隣住民は、指定緊急避難所の堀内公民館に避難しましたが、町は避難者への対応はどのように行われたのかお聞きいたします。

④床上・床下へ浸水した方への対応として、水につかった家具や家財等は、分別して各個人で最終処理施設に搬入しなければならないが、高齢者などの独り暮らしの方が多く、災害で発生したごみは近くに分別し、仮置きを行い行政の手配で収集をお願いできないのかお聞きしたいと思います。

⑤指定避難所である堀内農村環境改善センターには水、乾パンなどの食料品を備蓄しておりますが、堀内側の緊急避難所にも同様な食料品の分散備蓄が必要だと思えます。

⑥今回の豪雨でも新庄次年子村山線の富田地内での浸水による通行止め、大石田畑線の本堀地内での土砂崩れ、実栗屋地内での浸水による通行止めが発生し、堀内地区は一時孤立状態になり、仕事を休んだ方もおりました。同時に急病人、火災などの緊急事態の発生も想定し、最上小国川沿いの堤防道路を緊急時の補完道路として道路として検討する必要があると思います。

堀内川端線は昔から浸水の被害が発生している地区です。直近でも令和4年8月、令和2年7月豪雨、令和元年の台風19号でも、最上川増水による被害が発生しております。今までの浸水被害の教訓を次回に生かすため町の担当者、国・県の担当者、堀内町内会、消防団等の各関係者で検証を行い、最上川増水に対して万全の備えを行う必要が急務だと思えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、3番荒澤広光議員の「最上川増水に伴う内水氾濫の検証を」についてのご質問にお答えします。

このたびの災害は、7月23日から北日本に停滞した梅雨前線の影響により、山形県では25日から線状降水帯が発生し、舟形町の午前8時からの24時間降水量は370ミリとなり、さらには大雨特別警報発令前の午後10時からの1時間降水量は58ミリと記録的な大雨となり、舟形町内のみならず、庄内・最上地域に甚大な被害をもたらしました。

8月30日時点の舟形町内で確認している被害状況は、家屋の倒壊による軽傷者が1名、住家・非住家合わせ、全壊が3件、床上浸水が14件、床下浸水が20件、町道が31路線59か所、町管理河川が7河川13か所、農業用施設が92か所、農地が83か所、林道が8か所となっております。

町が開設した4か所の指定避難所は、延べ47名が避難し、地区の指定緊急避難場所へも、延べ35名の方が一時的に避難されました。

また、東北中央自動車道をはじめ、国道、県道、町道の各所が通行不能となり、長尾、大平、太折などの約60世帯が一時孤立状態となりました。

そのほかにも、長沢の一部地区で停電したり、堀内地区で携帯の電波が悪くなったり、木友より東側の地区で断水するなど、住民の生活に多大な影響を与える事態となりました。

現在は国・県・各団体などと連携し、国土交通省のTEC-FORCEや農林水産省のMAFF-SATの派遣もいただきながら、災害緊急調査や応急工事、罹災証明書の発行、住宅相談窓口の開設など、災害復旧や生活再建の歩みを進め、被災された皆様が、一日も早く平常の生活へ戻れるよう、復旧に向け全力を挙げて対応しているところであります。

荒澤議員ご質問の堀内地区の内水氾濫に対しては、以前から国、町、地元消防団で様々な対策をしておりますが、このたびの大雨でも浸水被害が発生してしまいました。

1点目の堀内地区の内水を排水する作業については、最上川の水位が5.2メートルに達した段階で「水防団出動」、5.8メートルで「水門閉鎖」の基準を設定し、対応していただいております。排水ポンプの設置については、この「水防団出動」以後、現場の部隊長等の判断に委ねられているところであります。

なお、当該地区における内水の排水対策については、消防の水防活動はもとより、地元の消防団協力事業所のご協力を得て排水ポンプの設置作業を行っていただいております。

2点目の配電盤の移設については、このたびは平成30年度をしのぐ記録的大雨となり、大型水中ポンプ2台と地元消防団保有の小型動力ポンプ2台で排水いたしましたが、堀内地区の内水が一番低い場所で路面から1メートル20センチまで上昇いたしました。

水防の基本方針としましては、排水機能と体制の強化が軸と考えております。雨水が堀内地区の低地へ集中しないよう、高い位置の水路からの流れを分散させたり、配電盤の増設によりポンプの稼働台数を増やすことなども検討し、併せて必要に応じて、現在の配電盤の移設も検討してまいりたいと思います。

3点目の指定緊急避難場所へ避難した方への対応については、災害対策本部より、大雨に関する注意喚起及び最上川と小国川の水位情報を25日の午前11時から防災無線と防災メールで随時お伝えし、山形県河川・砂防情報システムや気象庁の雨雲レーダー「キキクル」の情報、最上川の水位の上昇を見極め、気象庁の大雨特別警報発令も考慮し、防災無線により指定避難所への避難指示を発令したところであります。

自主的に指定緊急避難場所へ避難された方々へは、要請に応じて飲料水や食料を届けるなどの対応を行いました。

堀内公民館においては、避難者の誘導や農村環境改善センターにて炊飯し、炊き出しを行うなど、自主防災組織がしっかり機能された、住民同士の連携・協力によるすばらしい活動が行われました。

次に、4点目ですが、このたびの記録的大雨により住宅等が浸水被害に遭われた皆様に、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

浸水被害に遭われたご家庭に対しては、災害発生直後の26日より、ご連絡をいただいた各ご家庭に直接お伺いし、被害状況の確認と罹災証明書及び災害ごみ処理許可証の発行準備を行ったところであります。

猛暑の中での家財や泥の搬出は大変ご苦労だったと思いますが、親戚や知人、町内会の方々のご協力をいただきながら、共助の力で対応されたとお聞きしております。酒田市や戸沢村のような広範囲の大規模災害が発生した際には、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場を設置するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

5点目については、町では5段階の警戒レベルに基づき、高齢者避難や避難指示を発令し、指定避難所への避難をお願いしております。

住民の皆様には「自分の命は自分で守る」という意識の下、指定緊急避難場所へ一時身を寄せていただいている場合もあり、その後は避難指示等により適切な避難行動を取っていただいております。

しかしながら、お住まいの地域によっては、雨の降り方や近隣河川の増水状況も違い、災害に対する恐怖心も様々で、災害発生の時間帯によって避難行動は千差万別であろうと思います。

ご質問の指定緊急避難場所に対する食料品の備蓄については、各地区町内会と相談し、検討していく必要があるかと考えております。

なお、このたびの災害を機に、各ご家庭に配布している防災ハザードマップを活用して、「自宅付近のハザード情報の確認」、「非常時持ち出し品及び非常時備蓄品の確認」、「家族間の避難行動」などについて話し合い、常に災害に備えていただくよう啓発してまいりたいと思います。

6点目の大雨の災害時に、一般車両及び緊急車両が堤防を通行することについて、堤防を管理する国土交通省新庄河川事務所へ確認をしたところ、「一般的には堤防の使用を制限することはないが、大雨等の災害時は、決壊や越水の危険もあることから、使用しないほうがいいと思います。また、増水時には新庄河川事務所による、堤防の状況確認と巡視の妨げになるおそれがあります」との回答をいただいております。堤防の通行はなるべく控える必要があると思います。

なお、県道36号新庄次年子村山線、富田、根渡間の路面のかさ上げについては、県道整備中期計画に盛り込んでいただいておりますが、内水氾濫により道路が冠水しないよう、早期の実現を要望してまいりたいと考えております。

関係者との検討については、令和元年度に最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会による「まるごとまちごとハザードマップ事業」を堀内地区で実施しております。

これは、地域防災力の維持・継続・強化を目的に、堀内・瀬脇・実栗屋町内会及び国土交通省新庄河川事務所、舟形町、地元消防団が一緒になって、浸水範囲や安全な避難経路の確認、自主防災組織によるハザードマップの作成及び地区住民への全戸配布、想定される浸水深を電柱に表示するなどの事業を実施したものであります。関係者によるワークショップを重ね、地区住民に周知することで、水害リスクの把握や防災意識のさらなる向上が図られたものと思います。

このたびの記録的大雨により、今後、新たな課題も見えてくると思います。引き続き、内水処理や避難に関する様々な現状や課題を整理し、関係機関と情報を共有し、住民の皆様が安全・安心に暮らせるよう、対応してまいりたいと考えております。

**3番** 大変丁寧な説明、ありがとうございました。

まず、初めにですけれども、直接内水、今回の内水氾濫には関係はしていないと思いますけれども、今町長が、堀内地区でNTTの携帯電話ですか、それが当日、つながりづらくなったというふうな現象がかなりあったのですけれども、その原因は何なのか、今把握しているのかお聞きしたいと思います。

**町長** その点については、NTTさんからの報告がないというふうなところで、今のところはちょっと原因については町では把握しておりません。

**3番** やはり私も当日、電話、あちこちにかかけたりしたのですけれども、つながらない、あるいは途中で切れてしまうというふうな現象がありました。特に、私の周りにはこのNT

Tのドコモの携帯電話ですか、それを持ち合わせる人が何となく多いのかなと思って当時、いましたけれども、やはりテレビ等々でこういうふうなニュースが入ってくると、親戚、知人がそれぞれの皆さんに携帯に電話がかかってくる、それで電話はつながらないと心配をあおってしまうというふうな事象があったようですので、ぜひその辺もこれからでいいと思いますけれども、把握して検証をしていただきたいと思います。

まず、初めにですけれども、今回の堀内川端線での水位が、よその人のお話を聞きますと、何十年ぶりにここまで水位が上がったというふうな記憶を持っている方がおりました。今回の最後の添付資料のデータを見てみますと、路面からですけれども、最上川の最高水位が1,960ミリまでありました。

過去を遡ってみますと、2年前ですか、2年前の令和4年8月の豪雨では、道路から水面までは580ミリ、令和2年の7月では2,810ミリというふうな水位まで上がったのですが、内水の氾濫はさほどではなかったというふうな、今までの過去の記録になっているかと思えます。

大きな違いとしては、4年前に関しましては、最上川の上流地域でかなりの豪雨があって水が上がった。幸い、舟形、堀内管内では雨がさほど降らなかったため、内水位は上がらなかったというふうな現象があったと思えますけれども、今回は逆に堀内、舟形、その辺が記録的な豪雨というふうなところで、内水位が大幅に上がったというふうな現象があったと思えます。

特に、今回は夜中に大量の雨が降って、それから排水ポンプ等々の準備を行ったというふうな現象があったと思えますけれども、まずは現在、排水ポンプ、保有しているわけですが、口径200ミリの排水ポンプ、重さが約170キロ強の重量になっておりますので、この辺はやはり空振りでもしようがないと思えますので、ぜひ明るい段階ですけれども、こういうふうな据付けを行って、水門の閉鎖と同時に排水ポンプが稼働できるような態勢にしておく必要が絶対私はあると思えますけれども、その辺の態勢、今後どのようにするのかお聞きしたいと思います。

**町長** NTTの電波障害といいますか、通話がならなかったという問題については、そういった被災された人とか地区に住んでいる人たちだけではなくて、災害対策本部に、私の隣に加藤消防団長もいらっしゃったのですが、先ほど言ったその排水ポンプの指令を、地元消防団に指令する際にやはり携帯がつかないというふうなところで、自ら赴いてその指示をしたというふうなところもあって、やはり災害対策にも大きな支障があったというふうに思っておりますので、引き続きちょっとNTTのほうに原因等について検討してまいりたいと思えますし、1つの携帯の会社さんが通話不能になったとしても、それを補

うその回線とか会社のほうと現場と連絡を取れるような体制も、これも構築しておかないとまずいかなというふうにも思っているところでもあります。

また、今回の内水の上昇があったというのは、今荒澤議員がおっしゃられたとおりであります。まして、令和2年の際については、やはり上流で大きく雨が降ったために、最上地域のほうではあまり降らなかったもので、内水位的には低かったというふうなところなのですが、最上川の水位としてはもう最高水位まで令和2年のときに記録したという状況ですが、今回はそこまでいかない状況で、やはり水門を閉じてしまったときに、その内水が逆に堀内地区のところに、降った雨であれだけの被害が出てしまったというふうなところがあります。

それで、1つは、その準備する段階なのですが、それまでの状況でいけば、気象庁等も初め、このぐらい雨が降るという予想の中で警報が出されたりというふうなところがあれば、前もってというところもあったのですが、加藤団長ともずっと詰めておった中で、まず5時ぐらいまでは、夕方5時ぐらいまでについては、さほどその土砂災害警報とか、そちらのほうについてのものはあったのですが、特別警報が出たのが11時40分というふうなところがあって、なかなかそれに対する対応というふうなものができなかったというのは、正直、今回の反省点だろうというふうに思います。

ただ、やはり消防の協力業者さんのほうとも連携しながら、今回の台風、結果としては来なかったのですが、台風10号に備えてというふうなところで指示を出しているところでもありますので、今後ともやはりどんな場合に備えてもというふうなところで、やはりそういったポンプというふうなものの設置が早くできるようにというふうには考えているところでもあります。

また、あそこに対する堀内地区の川端地区に対するその内水の集水面積、考えていきますと、ほとんど洲崎平の部分であります。それ以外のところ、もう少し高台の二ノ代であったり真木野とか、そちらのほうの部分については中沢であったり、中沢を通して来るところなので、そこは内水が、そこには寄らないのだろうというふうに思いますので、洲崎堰をはじめとするその用水路の余水吐、そして旧堀内小学校のところから来る沢の水というふうなもの、あとは新庄次年子村山線、私のうちの前も通っています流雪溝の、特に右側の路線、橋に向かって右側の路線については、十字路で右に行って内水氾濫が起きる堀内の川端地区に行くというようなことがありますので、やはりその点についてはどこかの時点で松橋側のほうに逃がすというふうな方向とかを考えなければならないのかなというふうに思っているところでもあります。

まずはその排水というふうなものを考えながら、さらには先ほど申し上げました洲崎平の農業用水関係も含めて、その余水吐というふうなものの考え方をしっかり対応していく必要があるかなというふうに思っているところであります。

**3番** 今ほど町長から用水路の余水吐の対策というような答弁もありましたけれども、私も水路を1つ預かっている関係があつて、当然、水門を閉じたり余水吐を開いたりして対応を当日行ったのですけれども、やはりあれほどの雨量があれば、それだけではどうも降った雨が全部集まってきてしまうというふうなところがあるかと思imasので、何とせよやはり排水ポンプに頼らざるを得ないと思imas。

それで、次の排水ポンプの電源に関してですけれども、私も前回は今回も立ち会いましたけれども、やはりあそこまで水位が上昇してくるとは思わないところで配電盤を設置していると思imasけれども、あの配電盤の設置場所の移設も含めて、電源の取り出し口、コンセントを増やすとか、その辺の今後の計画ですけれども、具体的に計画があれば教えていただきたいと思imas。

**町長** 私の記憶の中では、その配電盤については国土交通省さんのほうでつけていただいたというふうな記憶がございます。それをすることで、発電機とかがなくて、スムーズに排水作業ができるというようなことだったというふうに思うのですが、今回のやはり事例を見ますと、移設も含めて必要だというふうなことと、それからちょっとコンセントの関係とかがありまして、大きなもの2台と、それから町で買って6分団にお預けしている小型の排水ポンプもあるのですが、そのうち2台のうち1台しか使えなかったというところもあつて、やはり4台フル稼働、もしくはやはり排水ポンプの能力を上げるような、そういう作業も必要となつてまいりますので、配電盤についてはいろいろと検討をしていかなければいけない問題だろうというふうに思imasし、一部対応したというふうなところもありますので、住民税務課長よりちょっと補足をさせていただきたいと思imas。

**住民税務課長** ただいまご質問にありました、ポンプを稼働するための配電盤につきまして、答弁書または町長の説明からもありましたとおり、移設もそうですけれども、増設という部分も検討していかなくてはいけないなというふうに考えているところであります。

昨日、消防の幹部会議がございまして、6分団の副分団長、分団長、そして大隊長と一緒に今回の水害に対する排水治水対策についての検討を行ったところでござimas。その際にも、先ほども議員からお話がありました、空振りでもいいからポンプを設置するという部分、それとポンプを増設するという部分の話もありましたが、プラスしまして、人員という部分、答弁書でも申し上げていますけれども、排水機能の強化と体制の強化という、体制の強化の部分での課題もあるようでござimas。そちらについても、6分団のみなら

ず、周辺の分団とも協力する体制も必要ですし、排水ポンプの機能強化も必要だということもありますので、これから様々な検討をして対策していきたいと思います。

以上です。

**3番** やはりあの場所に関しましては、主な消防団は6分団が対応してくださっていると思いますけれども、今回も7分団のほうでも少し応援しながら今回の排水対応が、行っていたように見受けられました。

あと、ちょっと具体的な質問ですけれども、排水ポンプ、堀内で緊急時に使用できる排水ポンプは具体的に何台、今持っているのかお聞きしたいと思います。

**町長** 現在、環境改善センターに2台、それから堀内の6分団に2台、合わせて4台ございます。

**3番** やはり今現在せっかく4台持っておりますので、先ほどのコンセントの話もそうですけれども、消防団の負担軽減のためにも、ぜひ排水ポンプを稼働させて何とか対応していただければなと思います。

次に、避難所に関してですけれども、今回、農村環境改善センターにも夜、避難者が4名ほどいたと思います。堀内の公民館にも自主避難ということで何人か集まってきておりましたけれども、その方々への対応、農村環境改善センターには役場の職員の方がおりましたが、堀内の公民館のほうには状況把握等々、当日行っているのかお聞きしたいと思います。

**町長** 基本的には、町で指定している農村環境改善センターに職員を配置するというふうなことになっておりますので、また野の公民館については幅の地域の方々のところの裏山が崩れたというふうなことで、水害というよりは土砂災害の危険性があるので、幅の人たちも野の公民館に避難をしたというのがございます。

そういった柔軟な対応、特に今回についても、川端地区の人たちには環境改善センターというふうなところで避難してくださいというお話をしたところではあるのですが、隣に加藤団長も行っていて、あそこのばあ様だの行かねえという話で、だからどうしてもやはり地区公民館さでもって、しょうがないんだべかというふうなところもあって、町としても、じゃあやはり橋を渡るというところがあったり、夜間というふうなところもあるので、堀内公民館であれば高台でもありますし大丈夫ではないかというふうなところで、堀内公民館を避難所として使わせていただいたというふうなところでもあります。

その対応については、住民税務課長より補足説明させていただきたいと思います。

**住民税務課長** 指定緊急避難場所へ避難した際の町の対応ということだと思いますけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、基本的には職員がそこに張りつくということは想定

しておりません。同じように避難物資等につきましても、今のところ想定はしていないところでもあります。

以前にも、各町内会に自主防災組織というものを組織していただいて、そちらの組織の立ち上げの際に、補助金を出していろいろなものを整備していただいたという経緯もございます。各町内会の自主防災組織を活用して、指定緊急避難所へ一時避難するという形が現在の状況でありますので、そういった共助の力も借りながらという部分でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

**3番** 川端地区に関しましては、私の住んでいるところと隣なわけですがけれども、堀内町内会に関しましては、あの場所は何度も浸水があるというふうなところで、ちょっと私が第三者的に見てみますと、水が引けると同時に人が引けていってしまうというふうな現状がちょっと改めて見えましたので、特に堀内町内会あるいは自主防災組織というふうな組織はあることはあるのしょうけれども、いま一つ、そういうふうな被災した方へのバックアップあるいはどうだべやというふうな声かけもぜひ必要だと私が今回感じましたけれども、その辺も後日改めてですがけれども、消防団あるいは地元の方々とかこういうふうな検証をぜひ行っていただきたいと思います。そういうふうな計画をぜひつくって、今回の水害に対しての検証の場を設けていただきたいと思いますけれども、その辺の計画といたしますか、考え方をお聞きしたいと思います。

**町長** 町の状況、職員の状況についてもそうですが、やはり災害対策本部を設置しますと、町民の方々には役場の人が避難所さとか皆来てけて世話するというふうな思われているのですが、やはり自助・共助・公助というふうなところで、災害対策本部のほうでは全体的な情報の集約であったり、いろいろなところを、現場に出たりするというふうなところがございまして、特にこのたびなんかは国道47号が止まり、さらにいろんなところが、13号も止まっているというふうな状況でいくと、職員の参集というものもかなり難しいというふうな状況であります。

ですから、やはりまずはしっかり自分の命は自分で守るのが原則で、自助であったり、それを今度は補う共助というふうなものが第一だろうというふうに思います。その上で、こちらのほうでそういう避難所が新たに流動的にできるということであれば、それに対する支援もしていくというふうな形になりますので、そういったところをご理解いただきながら、自主防災組織ともっと連携を深めていかなければいけないのではないかとこのように思いますので、そういった面も含めて話をさせていただければというふうに思います。

**3番** ぜひお願いしたいと思います。

最後にですけれども、新庄次年子村山線の富田地内が冠水して、かさ上げの要望等々、お話がありましたけれども、私が質問した堤防道路の補完道路というふうなところですが、今現状の堤防のままでは、車はやはり走らないほうが私もいいと思っていますが、そこを少し幅を広げるなり、アスファルトをするなりして、本当の補完道路、緊急用の道路というふうなところをこれからもしていただければ大変助かるのかなと思いますけれども、その辺、最後1つお願いしたいと思います。

**町長** 先日も流域治水の会議がございました。その中で私も申し上げましたのは、兼用道路というふうにして、今の1車線を2車線にすると、そういったところの避難道路としての使い方もできるというようなアドバイスもいただきましたので、そのための要件等をしっかり整備しながら、国の協力を得てやっていきたいというふうに思います。

**議長** 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

---

午後 1時01分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

1番伊藤廣好議員。

**1番** 初めに、7月25日、発生しました豪雨災害で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。また、昼夜にわたりまして町民の生命・財産の確保のため災害庁舎復旧等の支援に当たられました町長をはじめ、職員の皆さん、そして関係者の皆さんのご労苦に感謝を申し上げます。

通告しております2つの質問をいたします。

初め、1つ目ですけれども、若者の町定着・回帰への取組を問う。

少子・人口減少が進む中で、本町でも若者の流出が続いております。全国的にも若い女性、特に20歳から39歳の都市部への流出要因として、女性の活躍の場や男女格差の改善、女性の負担軽減などが指摘されております。

若い女性が町に定着・回帰されることは婚活機会も高まります。また、仕事と子育ての両立支援や働きがいがある、より雇用関係の整備が必要と考えます。

若者定着・回帰に向けた対策が喫緊の課題と考えるが、町の取組の現状と課題についてお尋ねします。

2つ目ですけれども、西ノ前遺跡公園、今後の整備計画は。

縄文の女神は平成4年出土、平成24年に国宝となりまして、町のランドマーク的「西ノ前遺跡公園女神の郷」が平成29年に整備されて7年になりますが、県内外から個人・団体の見学があるようです。

また、地域の子供たちの遊び場としても利用されており、水洗トイレやあずまやなどの設置を地域住民から要望あるが、今後の整備計画についてお尋ねします。

以上です。

**町長** それでは、1番伊藤廣好議員の「若者の町定着・回帰への取組を問う」についてのご質問にお答えいたします。

少子及び人口減少が進む状況において、若者の定着や回帰を目指した取組は大変重要であると認識しており、当町においては、最上地域を中心とした企業や団体及び町内小中学校と連携し、小中学生を対象とした出張職業体験会「WAKU WAKU WORK」をはじめとした「おかえり！孫プロジェクト」事業を展開しております。そのほか、最上地域の企業、団体、高校、県、市町村が連携し、高校生を対象とした「新庄・最上ジモト大学」を開催するなど、地域の企業紹介や仕事の魅力及びやりがいのほか、都会にはない豊かな自然と、舟形町で暮らすことの楽しさを伝えることにより、将来、就職やUターン及び定住を考える際に、舟形町が選択肢に含まれるように取り組んでおります。

このほか、町ホームページやSNS、ガイドブックなどの媒体では、移住定住に関する情報を発信しております。

また、学童保育では、受入れ学年を拡充し、保育所では延長を受入れ時間を設定するなど、子育てと仕事の両立への支援を行っており、町男女共同参画社会推進会議においては、女性が活躍できる地域社会の実現を目指して、性別による無意識の偏見・思い込み「アンコンシャスバイアス」を見直すことについて、県男女共同参画センター「チェリア」より講師を招き研修会を開催しております。

以上のように、若者の定着と回帰に向けた取組については、町だけではなく、県や近隣の自治体及び企業等とも連携しておりますが、課題としては、仕事や家庭生活、地域におけるつながりや暮らしなどに対する考え方も多種多様であることから、取組の効果がすぐに現れるものではなく、国と自治体及び都市と地方が一体となり、継続した取組が必要であると考えます。

今後も国や県の動向を注視し、関係機関との連携を図りながら、若者が街へ定着・回帰できる環境の構築を目指してまいります。

次に、「西ノ前遺跡公園、今後の整備計画は」についてのご質問にお答えいたします。

西ノ前遺跡公園は、平成24年に「縄文の女神」が国宝に指定されたのを契機として、遺跡地一帯の保存を目的として整備が進められ、平成29年に「西ノ前遺跡公園 女神の郷」として開園いたしました。

この公園を整備するに当たり、平成24年に「西ノ前遺跡環境整備・広域活用検討委員会」を設置し、遺跡の環境整備等について検討され、平成25年3月に報告書がまとめられました。内容は、「現代的なハコモノを新しく建設するという観点ではなく、縄文人が自然を崇拝して生活していたことや、縄文人の営みの原風景を想像すると、自然的な景観を大事にする観点で、景観整備をしていかなければならない。縄文人が、この土地を選び、自然と共生して生活していたことがわかるような整備の仕方が望ましい」とされております。

これを受けて、平成26年から整備が進められ、公園には、遺跡を保護するために1メートルほどの盛土をした遺跡エリアと、下のほうに、縄文時代の水さらし場を再現した水場エリア、そして駐車場を整備し、地域のシンボルである国宝土偶「縄文の女神」の遺跡として保存・管理しているところであります。

さて、議員が要望されています水栓トイレの設置についてですが、公園整備の際に、トイレの設置についても計画したところではありますが、排せつ物の処理方法などの衛生面や自然保護の観点から、地元住民の合意が得られず、設置しないことと判断したところであります。現在は、利用者のニーズを考え、排せつ物が周辺に環境及ぼさない、仮設の簡易水洗式トイレを設置し、公園を快適に利用できる環境を整えているところでございます。

また、議員が要望されておりますあずまやなどの設置についてですが、冒頭申し上げたように、縄文人が自然を崇拝して生活していたことや、縄文人の営みの原風景を想像すると、自然的な景観を大事にする観点から、あずまや等を含めた現代的な箱物は配置しないことと考えております。

いずれにしても、公園への誘客や少しでも公園に滞在していただきたいという議員の思いを拝察いたしますが、以上、現在における当町としての公園維持に対する考えでございます。

**1番** 答弁ありがとうございます。若者定着・回帰の答弁については、町の取組状況と課題についてはおおむね理解いたしましたが、私からは再質問という形で、少し角度を変えて質問をさせていただきたいというふうに思います。

8月14日に町の成人、二十歳の祝賀式がありまして、私も参加しましたけれども、参加者37名に対するアンケートを取ったというのが町広報にありました。その質問の、2つありまして、将来、舟形町に住みたいですかの問いに、約52%、5割の方、人数にしますと19名程度になるのでしょうか、住みたいと思っているというような回答で、大変うれしい回答ではないかなというふうに思いました。

また、将来、志望している業界、今複数回答で仕事の希望ですけれども、多い順に公務員、それから医療、介護、そしてサービス業というような順位でした。町への定着を受入れするには、何といってもまず働く場所が不可欠でありまして、町には、職場としては役場、農協、既存の会社、それから福祉施設等、ありますけれども、加えて若者、女性の皆さんが働いてみたいと思える魅力的な企業がもっとあればいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、最上地区には若者が希望する企業、そういうものが現在、工業団地等に設置されているのか、あるいはそういう企業を今誘致する動きというのがあるのかどうかと、またあと、町長は時折、企業訪問をされているようですけれども、現在、どのような企業を訪問しているのか、状況などもお聞きしたいと思います。

**町長** これは個人の女性の方の好みの問題でもありますし、なかなか現在、新庄の福田山の工業団地、そして横根山の工業団地にあります企業が、その方の就きたい職業に該当するのかが分かりませんので、その企業が誘致されているのか、今進出されているのかというふうなお答えについては、なかなか答えづらいところだと思いますし、現在、中核工業団地、福田山の工業団地もいっぱいですし、横根山の工業団地もいっぱいというふうなところでの状況でありますので、最上地域として、全体として新たな企業というふうなところには、積極的にという言い方が合っているのかどうか分かりませんが、今のところ、そういう誘致というふうなものについては、現在のところ、出されていないような工業団地の協議会の話でございます。

ただ、今後、新庄を中心としまして新たな工業団地の開発計画等もあるようでございますので、そういったところについて新庄市にお任せするだけではなく、最上地域全体としてやはりそういった企業を誘致していかなければと思います。

それで、私も二十歳を祝う会のほうに参加して、小学生、人によっては保育所から知っている子供たちがいたので、いろいろ今の状況とか話を聞いたのですが、やはり女性の方のほうに都会に対する憧れが強いというふうなところもありまして、特にファッション系に進みたいというふうに言われてしまうと、これはなかなか地元の企業では手ごわいなというふうに思ったところでもありますので、この点についてはなかなか難しいというふうに思います。

また、私が企業訪問というふうなところでもありますのは、現在、孫プロジェクト事業を実施しております。その中でやはり舟形町に関係する、そういった企業さんを中心に企業訪問をさせていただいて、引き続きの連携と、それから何かあったときには、舟形町でも昨年、誘致企業に対する補助金をあげましたというふうなことをPRしながら、ぜひ舟形へ、工業団地はございませんけれども、もしできることであれば、舟形町にもいろんな対策、しているのでそれを使っただいて、企業の進出をお願いするというふうなことを

お願いしていますし、また政治家の秘書だった方のご紹介をいただきながら、新たな分野の取組というふうなところでの打合せをさせていただいたりをしているところです。

ただ、舟形町には残念ながら工業団地はございません。それで、何度も言うようですが、新庄を中心とした8市町村の中で1つの工業団地を盛り立てていかなければいけない。それで、総合発展計画をつくったときにアンケート調査をしたら、お年寄りの方々は働く場所がないというふうに言われるのですが、実際のところ、工業団地の社長さんたちとの協議会での意見交換の中では、働く人がいないと必ず言われます。ですから、そこにそこがあるというふうなところで、舟形町ではしっかりと子供たち、保護者、それから学校の先生を含めて、WAKU WAKU WORK等を通して、こういう企業が最上管内にはあるのですというふうなところをしっかりとお知らせをしていく必要があるだろうというふうに思っています。

そういったところをしていかないと、働く場所がないというふうなことの、昔からの先入観でそういったことを言われてしまうというふうなことがありますので、まずはしっかりと地元の企業をPRしながら、自分の進みたい将来の目標の選択肢にしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### 1番 分かりました。

次に、地方創生の取組をしてから10年が経過したわけですけれども、9月1日の新聞と今日の新聞も、昨日の新聞もあったのですが、全国の首長アンケートによれば、地方からの女性流出に雇用などの男女格差が影響しているというような回答が6割ほどありました。また、昨日の山形新聞にも、都道府県別の女性賃金は、男性の全国平均で七、八割、山形県の指数は78.5というような、そういう報道がありました。また、新聞等で若者の声ということで、高校1年生の声としても、やはり男性と同じ働きで昇進の機会は平等にあるべきだということで、男女の賃金格差はおかしいというような、そういうような声もありますので、その辺もこれからまず改善していくべき課題だろうというふうに思います。

それで、ちょっと次の事柄について説明しますので、町長の所感をちょっとお聞きしたいのですが、6月のNHKのクローズアップ現代で女性たちが去る理由というのが報道をされました。ご覧になった方いると思うのですが、主な内容としまして、男性より女性の流出が多いのは、全国の33の都道府県だそうです。女性が多い、流出は。

それで、山梨県の女性が地方女子プロジェクトというのを立ち上げてまして、地方から都市部に転出して働いている女性50名にインタビューした内容なのですが、その中で、いろんな政策に女性の声が反映されていないという、そういう不満がありました。また、仕事を頑張りたいとも、早く結婚・出産を押しつけられて、多くの女性は大変息苦しい感じをしているのだというような、この方は岩手県の30歳の方ですけれども、また別の方は、あ

る会社に営業職で入社したそうなのですけれども、事務のほうに回されまして、自分の希望がかなわなかったと。それも男性の補助的な役割で、満足した仕事を与えられなかったというような不満がありました。あと、地域でバーベキューなどするとき、女の人が料理を作ったり、ビールをついだりして、男の人はしゃべって、ただ食べるだけだというような、私も将来こんなことをしなければならぬのかということで、こんなことは嫌だというような、これは山形出身の19歳の女性の声ですけれども、このように、これら女性の現実の声として、地方には女性がやりたい仕事がなく、結婚・出産をせかされる状況に多くの女性が息苦しさを感じていると。女性が地元で暮らしやすいように、行政も企業も女性の声に耳を傾けてほしいという訴えであります。確かにそのような傾向があるのではないかとということ私たちが反省し、男女格差の改善をしなければならぬのではないかと感じました。

私たちが地域で職場で意識改革して、女性にあまり負担をかけないように、そして女性が能力を発揮できるような環境整備を必要と感じましたが、これらについて町長はどのように感じられますか。

**町長** 個人的な所感でありますけれども、今言ったようなことについては、東北地方のほうではそういう傾向があるというふうなことは、あるのだろうというふうに思います。ただ、山形の19歳の女性が言っていましたけれども、その言った、バーベキューしても、女性が料理を作って片づけしてお酒ついでという、男の人は飲むだけだというのは、大変いい、私にとってはいい環境のところだなと。我が家の家庭環境を顧みますと、相当厳しい状況でありまして、そういう意味では男女参画が進んでいる家庭だなというふうに思っているところでございますが、基本的には、女性がそういう考え方というか、男尊女卑みたいな形になってきているところについては、江戸、そして明治以降の考え方が特に大きくなってきているのだろうと思いますけれども、逆に言うと、そういう地域が都会のほうから見ると、女性も自分で活躍できるというふうなことの思いの中で、女性が都会に憧れる、そういう機会のほうが多いというふうに思っています。

ただ、現段階でも、舟形町出身の方が営業職でいらっしゃる方も知っておりますし、その会社の考え方、経営方針に基づくものだというふうに思いますので、一概に全てがそういう形になるものではないと思いますし、公務員の世界の中では、そういったものについて、給料の格差、賃金格差というふうなものはないですし、そういったところでぜひ、その地域、都会に対する憧れ、便利さよりも、地域に住むことでの楽しさというものをしっかり持っていただいて生活設計をしていただければというふうに思います。

**1番** ありがとうございました。

次に、気仙沼市ですけれども、今年度から、人口減少対策にジェンダー目線で地域の中小企業とともに改革を進めているというような報道がありました。また、富山県の南砺市でも、ジェンダーギャップ解消の専門部署を設置して、8月には市民会議も立ち上げまして、いろんな提言を取りまとめるというような報道もありました。

町においても、女性の定着・回帰のために、働きやすい職場、住みやすい地域づくりについて、町内会なり、企業、商工会、施設等の懇談会を開催して、意識改革の醸成が必要ではないかというふうに考えますが、この辺について町長はどのように考えますか。

**町長** 先進的な自治体の取組については今お聞きしたところでございますけれども、ただ、この地域、特に舟形町で男女共同参画社会、そういったものを浸透させようというふうなところでいくのですが、意外と舟形町そんなに男尊女卑というふうなところとか、女性は女性、男性は男性というふうなところではなく、共に、共稼ぎの家庭が多いというふうなことも含めて、意外とうまくいっている状況なのかなというふうに思っています。

したがって、町でも様々な事業を計画しておりますが、そういった中での、特に非常にこういうことがあって困るみたいなところもあまりなく、意外と関心の低いというふうなところでもあります。

そういう状況の中で、どんどんそういった取組をするというふうなことについては、男女共同参画社会の基本計画というのもございますので、それに沿った形で実施させていただきますけれども、特にそんなに、非常に舟形が男尊女卑の社会がひどいというようなものでもなく、割と私の認識としては、うまくいっている状況なのかなというふうには思っているところであります。

**1番** 私は、舟形町がひどいなんて、そういうふうには思っていないけれども、やはり今、時代の流れでありまして、改善できる点はあると思いますので、ぜひ機会を捉えて検討してほしいというふうに思います。

次に、女性活躍推進が今求められている中で、舟形町には管理職12名おりますけれども、女性の管理職員はいないような現状であります。私がちょっと新庄最上管内の市町村を調べてみたのですが、大蔵村が11名管理職がおりまして、そのうち3名が女性でした。27%ぐらい。戸沢村は12名中3名、25%、鮭川村が10名中2名、20%、最上町が14名中3名、新庄市は21名中4名、金山町が11名中2名、真室川町が8名中1名というような状況です。

昨年の秋でしたか、新庄市と鮭川村、それから大蔵村の議会を傍聴する機会がありまして、そこで女性の管理職の皆さんが、非常に女性ならではの視点というか、そういう中で素晴らしい答弁をされて活躍しているのを見て、大変感心しておりました。山形県も今年度から女性管理職を増やす環境整備に着手して、女性が長く働ける職場づくりに向けて企業啓発などを行うというような報道がありました。管理職の登用についてはいろんな、

適材適所なり、年齢とか、いろんな総合的な、ありますけれども、まず舟形町役場でも率先して女性管理職の登用を今後も考えていただきたいというふうに思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

**町長** 女性管理職を登用しないということでもありませんので、いろいろなタイミングの中でそれができてこなかったというだけでございますので、要望は承っておきます。

**1番** 舟形町の若い女性というか、二十歳から39歳の女性なのですが、令和6年の1月現在ですと284名ということで、人口の約6%なのですが、10年前は当然ながら、平成26年には464人おりました、人口の7.8%になりますけれども、特に舟形町は若い女性が少ないのではないかというようなことが言われておりますし、女性が町に定着・回帰するためには、やっぱり正職員化とか、そういう処遇改善など、就労の環境整備が必要だと思いますけれども、その辺については町でもいろいろ取り組まれていると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

**町長** それは町の役場ということですか。基本的に、どちらかという、会計年度任用職員は半分半分ぐらい、町内と町外で。町外のほうが多いかな。町外のほうが多いような状況です。やはり募集してもなかなか公務員は今人気ないような状況でありますので、これを全部正職員にするというふうなことについては、定員管理計画等もございますのでそれはできないかというふうに思いますが、会計年度任用職員になりまして、まずはボーナスも出る、それから退職金も出るというふうに制度改正されてきておりますので、その点については随分改善されてきているというふうに思っていますし、その待遇についても、管内、ずば抜けて舟形がいいというふうには自慢できませんけれども、管内並みのところまでは持っていつているというふうに思っておりますので、その点についてご理解いただければというふうに思います。

**1番** いろいろ改善はされていると思いますけれども、今後も引き続きお願いしたいというふうに思います。

次に、西ノ前遺跡公園の関係でありますけれども、地域の方の話によりますと、見学者のトイレ使用については、西堀公民館を使ってほしいというような、そういうような話もあるというようなことを聞いていますけれども、西堀公民館も常時開いているわけでもありませんし、その辺はなかなか難しいということでもありますけれども、実際、西ノ前遺跡公園に年間大体、個人・団体等でどれぐらいの方が訪れているのか、何か把握しているものがあればちょっと教えていただきたいのですけれども。

**町長** まず、トイレの造らなかった理由については、その公園の近所の方が、公園を造ることによって若者が騒いだり、いろいろ非常に近所の方が迷惑するということで、そこに造っては駄目だというふうに言われたというふうに聞いております。それで、遺跡公園の

ほうの上の部分に造ると、公共下水道の計画区域になりまして、すぐつなぐだけで済む予定だったのですが、近所の人から反対されたために、その当時の町内会長さんが、西堀町内会の公民館を使っていた方がいいよというふうなことで、常時開けておくというふうに聞いたと思うのですが、そういう対応をするから大丈夫だと。

それで、下のほうに造るという計画も先ほどの答弁で申し上げましたが、水洗便所を造って浄化槽をつけて流すと、当時、ビオトープというふうなことで西堀町内会の方々がその水路を守る保存会をつくっておられて、その方々から、そこに浄化槽の水を流しては駄目だというふうに言われたというふうなことで、浸透式の便所を計画したのですが、それが4,000万円もかかるというふうなところもありまして、私が町長になってそんな水洗便所と浸透式であって、今回のような最上小国川の水位が上がってきたときに、当然、地下水位も上昇するわけですから、そんな逆流するような便所を造ってもしょうがないだろうというふうなところで、今の仮設トイレの水洗便所というふうなことに落ち着いている状況でありますので、そこら辺はこれまでの経過、経緯というふうなものを踏まえていただきたいと思います。

ただ、その現在の公園の来訪者等の人数については、教育委員会のほうでも把握していない状況です。

**1番** 今、トイレが4,000万円かかるというようなことなのですが、それは大体何年、協議会というのがあったときの、七、八年前の事業費なのですか。その辺。

**町長** 平成28年に私が町長になったものですから、その中で基本的な予算しか置かなくて、後で総額の予算を組んだのですが、そのときに話になったのが、4,500万円だったというふうに記憶しております。

**1番** ちょっと話、別ですけれども、新庄市の横町の水洗トイレというか、立地の条件が違うのですが、そこだと、郵便局の脇ですか、そこ、二、三年前に、解体して設置したというようなことを聞いているんですよ。それだと1,000万円弱で終わっているというような、そういうような話もあったものですから、ちょっと4,000万円というのは金額的に高いなというふうに感じたところですよ。

あと、次に答弁書の中では、自然景観を大事にして公園を維持していくというような考えるようではありますが、景観を重視というようなことであれば、公園から南側といいますか、住宅があるほうの側ですけれども、その辺はただ、ちょっと木は植えてあるのですが短い木で、その辺、公園都市の景観をするには、もっと高い木とか、何かそっち側、住宅側のほうに配慮した何かが必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

**町長** 便所については、上物はそんなに、多分1,000万円とかそんなもので変わらないと思うのです。それで、その処理する方法です。だから、公共下水道にそのまま流せるのであれば、配管をつなぐだけですから、それはそんなにかからないのだと思います。それをやろうとして上に造ろうとしたら、近所の人から反対に遭ったということで駄目だと。じゃあ下に下ろしてくると公共下水道につなげないので、浄化槽を造ろうとしたと。それで、浄化槽を今度造ろうとしたら、浄化槽の排水がその西堀地区のビオトープの人たちの水路に入り込むので、そこではまずいですよと。それを小国川まで延ばしてくれるのならいいのですというふうなところだったのですが、それもかなりの経費がかかるというふうなところで、その計画書の中では浸透式の便所と。要は富士山とかにある山小屋の便所というのは浸透式で、要は下に浸透していくというふうなところで、微生物で処理していくというふうなものなのです。高い山はいいのですが、あそこは川とほとんど水位的に変わらないというふうな状況の中で、それを浸透式の便所を造ってしまったら、今回のような雨が降ってきたら、それは浸透していなくなるでしょうという話で、そういったところでその浸透式の便所を造るのに4,000万円かかるというふうなところでございます。

また、今現在の状況で住宅側に木が必要ではないかというふうなところですが、基本的には計画書があって、それに基づく実施設計があって、それで作られてきたわけですので、今の段階で必要になったというふうなことであれば、植樹もしなければいけませんけれども、その当時、そういう計画もなかったというふうなことでありますから、また木を植えた場合には近所の方々とまた協議をするというふうなところもありますし、管理の面でいって、それが本当に必要なかどうかというのは、やはり地域の人とよく話をしないと、そういったこともできないのではないかというふうに思います。

まして、遺跡公園というのは、遺跡を守るための公園だそうで、やはりその上を、せっかくのものを公園として利用できるようにという法律改正の下で少し利用が可能になったということであるようで、保存が一番の目的だそうでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**議長** 以上をもって、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番奥山謙三議員。

**7番** 一般質問を行う前に、7月25日の豪雨災害により被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

(1) 部活動改革の経過を問う。

私は、令和4年12月定例会で部活動改革について一般質問を行いました。その際の回答に、解決すべき課題として、①受皿となる地域団体等の整備や支援、②指導者の質の保

証・量の確保、③中体連などの大会の在り方、④スポーツ等に関する能力を評価する推薦入試等について、多様な観点から検討を行うとの回答について、経過や以降の進捗状況をお聞きします。

また、小中学校、PTA役員、保護者会、各スポーツ関係団体による情報交換会を重ね、場合によってはアンケートを実施するなどをし、検討委員会を設置したい旨の回答でしたが、設置されたのか、検討されているのであれば経過等を教えていただきたい。途中経過の回答になると思うが、よろしくお願いをします。

**町長** それでは、7番奥山謙三議員の「部活動改革の経過を問う」についてのご質問にお答えします。

スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。これを受けて、山形県では、令和5年3月に、「山形県における部活動改革のガイドライン」が策定され、中学校の休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に移行するため、令和5年度から令和7年度までを部活動改革推進期間と定めている状況であります。

当町においては、令和5年7月に舟形町部活動改革検討委員会を設置しました。委員としては、教育長、舟形中学校校長、舟形中学校PTA会長、舟形中学校部活動保護者会長、舟形町スポーツ少年団代表、有識者1名の方を町が委嘱し、委員会を開催し、当町における休日部活動の段階的な地域移行に向けた検討を行っている状況であります。

さらには、舟形中学校と舟形中学校部活動保護者との情報交換会を開催し、アンケート調査は実施しておりませんが、令和8年度から休日部活動を地域に移行することを共有しながら検討を進めている状況であります。

さて、令和8年度からの休日部活動の地域移行に向けての当町の体制（案）について説明をいたします。前提として、現在の常設部に限ります。クラブを運営するための受皿として、舟形町教育委員会が事務局を担い、休日のスクールバス運行に関することや、指導者の資質向上に関すること等のクラブ運営に係るコーディネーターを配置して行います。各クラブの運営主体は現在の保護者会が担うことで計画をしております。クラブでの活動は、原則、受益者負担で行うこととします。指導は各クラブの指導者が行い、中学校体育連盟・文化連盟主催以外の大会等にはクラブとして出場し、保護者やクラブ指導者が引率します。以上が現在検討している基本方針（案）であります。

今後は、平日部活動が地域移行されることも考えると、持続可能な体制を構築しなければならないこと、さらには少子化の中でも、将来にわたり生徒たちがスポーツに継続して親しむことができるためにも広域連携を視野に入れながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

7番 何点か、国、そして県で出している指針に基づいた内容に従い、再質問を行いたいと思います。まず、基本的なところから再質問しますけれども、今回の部活動改革の目的、まずそこからお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 部活動改革の地域移行の目的についてでございますけれども、山形県のガイドラインに載っておりますが、生徒にとって望ましいスポーツ・文化・芸術環境の構築と教員の働き方改革の推進の両立を図るというふうになってございます。

以上です。

教育長 今回の部活動の地域移行に関しては、日本の教師が大変多忙を極めているというところの働き方改革がベースになっています。その上で何がその働き方改革に影響しているのかということで、その中身を見ると、部活動が十分なその時間を取っているというふうな状況で、それを国のほうでは、文科省では、本来、学校の先生は教育課程に専念すべきものであって、部活動については、その教育課程には加わってはいるのですが、まるっきり教育課程ではないというふうなところでなっています。

ただ、1つ、その子供たちのスポーツを与える、スポーツをする機会というふうなことでもやはり担保をしていかなければならないと。それを学校が担うというのではなくて、地域にその受皿としてあるべきではないかというようなことで、総合スポーツというふうな形の中で今後進めていくと。そういう学校の先生の働き方改革と、あとは生涯スポーツという意味での振興を含めて、文科省が提唱しているというような状況でございます。

7番 1つが、生徒にとって望ましい、持続可能な運動部の活動、併せて先生方の働き方改革の両方を、これを実現していくというふうな目的のようであります。回答の中に、体制案として、クラブの受皿は舟形町教育委員会が事務局を担うというふうな回答でしたが、もう少しどういったことになっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

教育長 今現在、部活動については、週に2回、部活動としてやっています。土日のいずれかについては保護者部活動、部活動とは言わなくてクラブ、保護者クラブというふうな形でやっています。あと、さっき言った、その平日の2日以外についても、保護者クラブというふうな名前でやっています。

それで、それを進めていく上で学校が責任を持つというふうなところと、いわゆる社会体育的なところで持つというふうなところでの、その学校との役割分担をしていかなくちゃいけない部分が出てくるというふうなところで、まずは総体的なところで教育委員会がまずは担っていこうというふうなところでの短期的なところでの対応ということで、今対応をさせていただいています。ただ、長期的な、また計画としましては、まだ今検討をしているというふうな段階でございます。

7番 教育委員会、すなわち保護者会、学校とのこの中間に入って様々調整をしてくれるコーディネーター、この存在がすごく大きいんじゃないかなというふうに考えるわけです。当町におけるコーディネーターというふうな方はいるのか、これをまずお聞きしたいと思います。

教育課長 当町におけるコーディネーターはいるのかというふうなご質問なのですけれども、現在、教育委員会の中に会計年度任用職員1名ございまして、その方に今後コーディネーターとなっただくような形で、業務のほうは依頼というか、勤めているというふうな状況でございます。

以上です。

7番 コーディネーターの役割ということで県で出している指針の中では、非常に重い業務がたくさんあるわけです。そういったところで、本当にこのコーディネーターの役割でコーディネーターの方がどういうふうに動くかによって、この移行がスムーズにいくかいかないか、非常に左右されるような気がしているところであります。

そういった中で、大体この方であろうというようなところは想像できますけれども、では学校の働き方改革の目線で、先生方の中には教えたいという先生もいるかと思うのです。そういった方が休日・夜間とか教える場合に、学校外の活動になるわけですね。そういったときの場合の補償といいますか、様々事故等があったときの学校との関わりとか様々な問題が出てくると思うのです。そういったところについてどういうふうに考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

教育長 学校の先生については、基本的には部活動はしない方向で教育委員会としては考えています。今議員さんがおっしゃるように、やりたい方がいらっしゃるというふうなことも、それも分かります。国としては、いわゆる給特法という給料の法律があるのですが、学校の先生がそういった部活動の報償が伴うものについては、学校長に届出してその許可を得なければならないというふうになっています。いわゆる給特法というのは、通常給料の4%というようなところで、多分45時間の時間外はというふうに言われているのですが、それ以上に今、先生方は時間外をしているというようなことから、部活動に、やりたい方がやりますというようなところで届出を出したときに、その時間外がその45時間を過ぎているとすると、多分校長先生は、いや、駄目でしょうというふうな結論、許可を出せないような格好になるのかなというふうに思うのですけれども、ただ、ボランティアとしてやるというふうに、いわゆる兼業の禁止の緩和を給特法では改正になったのですが、それが先ほど申したとおり、校長の許可がないとできない、許可が出ないというふうになると、ボランティアでだったらできるのという話になるかと思うのですが、そこはち

よっと何とも答えられないのですけれども、そういった、確かに先生方もいらっしゃるということは事実だと思います。

ただ、そういった先生方のボランティアにまず頼ってやっていくというふうなことは、それでいいのかということも含めて、今後検討していかなければならないというふうな部分課題なのかなというふうに思っています。

**7番** そういった中で、各クラブの運営主体は保護者が担うというふうな回答でありますけれども、非常にこの指導する方の選定に当たって、資質・資格・報酬等について、非常に重要なところかなというふうに思いますが、特に資質・資格、この辺についての確認といたしますか、これはどういうふうにして行っていくのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

**教育課長** クラブ移行になった際の指導者の資質・資格についてなのですが、こちらについては今現在、町のほうでは保護者のほうに指導者の依頼についてはお願いをしているというふうな状況でございまして、なお、あまりこう、指導者の育成というふうなところで町としても努めていかなければいけないというふうには思っております。

そういった中で、町としては、活動中の事故防止とか、あとは生徒に対しての過度な負担というふうにならないように、あとは体罰とか言葉の暴力、ハラスメントなどの根絶に努めるためにも、町としては、県とか地区のほうで指導者講習会を開催されておりますので、そちらの参加について、指導者の人に参加の依頼をしたり周知をしながら、指導者の資質向上というふうなところを図っていききたいなというふうに考えてございます。

以上です。

**7番** 町で様々見て改革していくというのは分かるのですが、非常に難しいんじゃないかなと私、個人的に思うのです。やはり大事になってくるのがコーディネーターの対応が、学校とそのクラブとのいろんな効果、あと指導の仕方とか、いろんな場面でこのコーディネーターの存在というのが非常に大きくなっていくというふうに私、思うのですが、だから言いたいのは、やはり各部に任せるんじゃなく、各保護者に任せるんじゃなくて、そこにもっともっとコーディネーターが入って行って、全体の資質なりを引き上げていくような体制をつくっていかないと、子供たちにとってのよりよい指導にはなっていないような感じがするのです。そういったところでもう少し回答をお願いしたいと思います。

**教育長** 保護者に頼るというふうなことは、最初のお話にもあったように、持続可能ではないというふうに思っています。持続可能なようにするためにどうしていけばいいのかというふうなことは、まだ1つの大きな課題であります。

その前に、いわゆる文科省で言う、子供たちがやりたいスポーツをやれる環境をと言うのですが、今この少子化の中で部活動が、果たしてチームスポーツができるのかというふうな問題もあります。

そうやって考えていくと、やはり中体連とかそういうことを考えれば、同じ年代の子供は限られていますので、やはりどこかと連携しなくちゃいけない。例えば今回、舟形中学校は最上の中学校と一緒にとか、あります。あるのですが、本来であれば、将来的なところであれば、中学校3年でもう引退だというふうな、そういう生涯スポーツの在り方ではなくて、生涯にわたってやっていけるような環境をつくるためには、やはりそういったスポーツ、チームスポーツができる人数の確保とか、あともう一つは、方法としては地域を広げるとか、もう一つは年代を広げるとかという方法はあると思うのです。

ただ、そういったところを今、ちょっと検討させていただいているというようなところで、ただ、文科省で言う令和8年には休日は地域移行しなさいという話の中で、まずは保護者クラブが今あって、保護者の中でまた指導してくださる方もいらっしゃるというようなところにまずはお願いする中で、今後の長期的な展望、展望といいますか、組織づくりをどうすればいいかというようなことを今、工面しているところでございます。

**7番** 大変国で言うのは簡単ですけども、実際現場に行けば、非常に難しいというふうに思います。というのは、中体連主催については先生方も行っていいけれども、それ以外の大会については全部クラブでやる、地域移行した団体でやれというふうになると、非常に過重な負担が出てきてしまうんじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、保護者会の中での指導というふうなことを考えていくと、よほど時間的な面で余裕のある方、あと金銭面でも余裕のある方でないと、なかなかできないんじゃないかなというふうに思います。

そういったところで、まだ、令和8年からなのでまだ時間がありますので、十分、大事なのは学校と保護者会の中の中に立っているいろんな調整役をしてくれるコーディネーター、この存在が大きいと私は思うので、この辺についてももっともっと力を入れて、意思疎通を図れるような体制構築をお願いしたいなというふうに思います。

あと、先ほど教育長の答弁の中で、少子化による競技スポーツが、特に団体スポーツですけれども、困難になってきているというふうなところで、広域連携についての話というふうなところは進んでいるのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

**教育長** 昨年、うちの課長のほうから、課長会の中で、地区のあれですけども、そこで舟形町として提言をさせていただいています。今言ったみたいに、その地域の中で、実際の中で、単独中学校の中でチームを組めないというような状況がこれからだんだん多くなる

と。そういった中で、やはり広域的な取組をしないと駄目でしょうというふうな提言をさせていただきます。そんな中で、なかなか進まない状況でございます。

私も、教育長会の中でもそういった話をするのですが、なかなか、それで先般、地区の地教委協議会というのがありまして、教育委員の方が集まって、部活動の地域移行についてグループ討議しました。その中で、新庄市の委員の方なのですが、いや、新庄市は総合型スポーツで着々と取り組んでいますというお話があったのですが、実は町村部では、もうそういったチームを組めない状況になっている。そういった中でどういうふうにすればいいのかというようなことを、大変難儀をしているのですというような話を言わせていただいたのですけれども、なかなかその温度差があるのか、ちょっと分からないのですけれども、ただ、将来的なところを見たときに、やはり地域、一自治体だけではなくて、やはりやっていかないと、やりたいスポーツが、子供たちができない状況が来るであろうというふうなところで、ただ、今の子供たちがどこに行けばどんなスポーツができるのかというようなことさえ分からない。せめてそこを教育事務所の社会教育課のほうに申し上げまして、ぜひ最上地域の中でこういうクラブがあるよとか、そういった広報、広報誌ではないのですけれども、その見られるようなものを作っていただきたいというようなことで、今、社会教育課のほうでそれを今整理しているというような状況でございます。

**7番** 非常に、やはり新庄市は人、生徒数も多いというようなこともあって、単独でもまだまだできるというような考え方だろうというふうに思います。そういった中でも、やはり子供たちにとってはいろんなスポーツがあるわけなので、そういうふうな機会をつくってあげないといけないというふうに思います。

そういった中でまず、まだ1年半ぐらいかな、時間はありますけれども、このよりよい地域移行ができるような体制構築、いろいろな場面で、あまり保護者に負担のかからないような体制ができるように、協議会を中心にして進めていただきたいというふうに思います。まだ1年半先の話なので、これから十分検討していただいて、子供たちにとって、また先生方にとって、やってよかったというふうに思えるような改革というふうなことをお願いしたいと思います。最後に教育長のほうから答弁をお願いいたします。

**教育長** 最後にとこのようなことなのですが、町教育委員会としては、やはり短期的な取組と、やはり長期的な展望に立って、取組等をちょっと整理しながらやっていきたいというふうに思います。子供たちが自由に選べて生涯スポーツを楽しめるような環境をぜひつくっていきたくて思っていますので、ぜひご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

**議長** 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時25分まで休憩といたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時26分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

2番叶内昌樹議員。

**2番** それでは、7月25日に起きました災害におきまして、災害に見舞われた方にはお見舞い申し上げます。

さて、私の一般質問を、通告書に従い質問したいと思います。2つの質問をしたいと思います。

1つ目に、「今後の指定管理者制度の見直しは」についてであります。

6月の一般質問の答弁で、指定管理者制度により農林体験実習館施設の管理運営をお願いしており、管理運営側が多目的利用の要望があれば町としても検討するとのことでしたが、現在の指定管理者は今年度で委託先の指定管理が終了します。委託先が地域の方を雇用し、通年管理しているようです。予約についても個人の予約は受け付けていないようではありますが、コテージ以外の宿泊場所が少なく、観光客からは食事付きの宿泊先が求められるのではないのでしょうか。

現段階での指定管理者制度については、更新時に継続意思を尊重して継続させているようですが、継続するにしても、指定管理者制度に意欲のある民間企業等に対して公募をし、よりよい指定管理者運営を模索していく考えはないのか、町長に伺います。

2つ目といたしまして、「山間地の集水域の豪雨対策は」についてでございます。

このたびは、集中豪雨により河川はもとより山間部の被害が多く見られました。台風はそれたものの、気候変動による降雨量の増加などで甚大な災害が発生しているようです。今後は、台風や豪雨が少なかった東北地方でも予断を許さない状況だと懸念されています。

国・県・町に求められることではありますが、今回は二度、長沢地区（権現沢）等で災害があった集水域（山間地から雨水が河川に流入する地域）について、被害を防ぐための対策が必要ではないかと思うのですが、今後の対策について町長に伺います。

**町長** それでは、2番叶内昌樹議員の「今後の指定管理者制度の見直しは」についてのご質問にお答えいたします。

農林漁業体験実習館の宿泊予約につきましては、指定管理者として行っていただく業務などの基本的な条件を定めた、農林漁業体験実習館等管理運営業務委託仕様書があります。その中で、宿泊に関しては、10人以上の宿泊利用の場合は、原則として利用させることを条件としており、10人未満の場合は利用させないことができる内容となっております。

しかし、現在は、指定管理者の裁量により、4人以上の宿泊予約であれば利用ができるように対応していただいております。3人以下の宿泊への対応は難しいものの、4人といった少人数の予約にも対応している状況であると確認しております。

また、食事の提供につきましては、現在、希望があれば15人程度までの宿泊者へは提供を行っているという報告をいただいているところであります。

農林漁業体験実習館の指定管理につきましては、指定期間を3年間とし契約を締結しており、今年度は契約から3年目の最終年度となっております。そのため、来年度からの指定管理者については、現在、公募することを前提とし、事務手続について準備を進めているところであります。

次に、「山間地の集水域の豪雨対策は」についてお答えいたします。

初めに、今回の豪雨災害につきましては、短時間での集中豪雨により、舟形町全域において甚大な被害が多く見受けられました。

一般的な豪雨対策としましては、洪水や氾濫から地域を守るため、堤防の機能強化や河川の改修などを行い、土砂災害や洪水でのリスクを軽減し、さらにダムや遊水池を設けることで洪水時の水量調整を図っております。また、ご質問の山地排水対策については、地形の急峻な溪流部での対策となり、砂防堰堤による流速の緩和や土砂流出の防止が一般的な対策であります。

普通河川権現沢の対策についてですが、土砂や流木が民家等へ流れ込むのを防ぐ対策として、県の森林整備課で治山事業により堰堤2基が整備されております。また、近年頻発している土砂等の流出に対応するため、堰堤のかさ上げなども計画しているようですが、町でも近年の災害状況により氾濫を防止するため、余水吐等の設置を県へ要望しているところであります。

まずは、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、関係機関との現地調査を行い、災害の被害の軽減が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

**2番** ありがとうございます。幾つかちょっと再質問させていただきます。

農林体験実習館の管理制度につきましては、来年度から公募をするという答弁でありますけれども、現在、その農林漁業体験実習館管理運営業務仕様書等があるようですけれども、そのような例えば公募をする際に、どのような方法というか、どのような内容的なもので公募、例えば固定的な指定管理を含めた、あと余白的な、何か要望とか、こういうことをしたいとか、そういうことも含めたような公募の内容になっているのか、ちょっとその点、どのような方向で進んでいるのか教えてください。

**町長** その公募の審査基準というふうなものもあるようでございますし、また値段もそうですし、そういったいろいろな取り組み方とか活用の方法等についてもあるようであります

ので、詳細な部分については、ふるさと応援推進室長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** 指定管理者の申請手続についての内容かというふうに思います。町では、まず舟形町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則のほう、ありまして、そちらのほうにうたわれておりますけれども、1つ目が、公の施設の概要、2つ目が申請の資格、3つ目が申請受付期間、4つ目が選定の基準、5つ目が管理の基準、6つ目が業務の範囲、7つ目が利用料金に関する事項、8つ目が指定管理者を指定して管理を行わせる期間、9つ目がその他町長などが指定する事項というふうになっております。

今後、内容が決定した段階で、掲示板であったり広報などで募集をかけたいというふうに思っております。それを受けて、希望される法人・団体の方は申請書に事業計画書などの必要な書類を添付していただいで提出していただくことになるかと思えます。

**2番** 9つの条件があるようですけれども、その条件をこれからつくる予定とありますけれども、ちょっと1つだけ確認なのですけれども、今年度で今回の指定管理者、終わって、来年度とありますけれども、というのは、今年度作成してじゃなくて、今年度じゃなくて、次年度というか、次の3年後の話の策定をしているということによろしいでしょうか。

**町長** 今年で3年間終わりますので、来年度以降の3年間の指定管理をする際のいろいろ事業計画であったり、そういったものを提出していただく形になるというふうに思います。したがって、来年度に募集するのではなくて、多分事務的な募集があるのだと思いますが、9月もう入りましたので、10月ぐらいから1か月とかその間募集しまして、恐らく12月の議会には指定管理者の同意を求める、そういう議案が出されるものだというふうに認識しておりますので、そんな大体のタイムスケジュール感かなというふうに思っております。

**2番** 前向きな段階で民間とか等に周知するというので、いろいろな希望的なものが出てくればいいかなと思っております。やはり私、いつも猿羽根山のほうの質問を結構するのですけれども、やはり温泉は温泉なりで、やはりしっかり町の顔としてするのは当然だと思いますけれども、やはり猿羽根山全体とすると、過去に遊園地だったりとか、キャンプ場、あとはスポーツ施設、テニスコート、あとはキャンプ場等があったようなので、考えてみても1つの施設でもう完結するような、宿泊施設もあって、すごくこう、整えるといひかなとずっと思って、もったいない場所だなといつも思って質問させていただいております。

それで、今現在においても、実習館付近の整備等につきましては、民間の方が一生懸命草刈りとか、いろんな植樹とか、木を植えたりとかして、やはり舟形らしい自然豊かな場所かなと思えます。だから、近代的なものではなくて、やはり舟形らしさがすごく充実し

ている場所であるので、新しいものをつくるのではなく、その場所を利用した価値観を満喫してもらえるようなふうにできる指定管理者等がいればいいのかと常々思っています。今回に関しては、次年度ということで今回作成するというので、そういうことも勘案しながら、まずあそこ全体が活気ある場所になっていただければなと願っております。

あと、もう一つちょっとお伺いします。10名未満の場合は利用できないという1つの条例がある中で、今回の指定管理者側では4名から泊まれるという形になっていますけれども、これはもう1つの団体というか、1つのお客さんが4名なのか、それとも1人、2人のお客さんが4名に達するとか、どういう条件の4名なのか。もう一予約で4名じゃないと駄目だということなのか。というのは、1人で、例えばトータル的なものと、1人で予約して断って、1人で予約して断って、実際はトータル4人になったよねというあれなのか、ちょっとその辺、一予約で4人なのか、トータルで4人なのか、その辺どちらか。

**町長** 今議員さんおっしゃられる後者のほうかなというふうに思っています。要は、夜警員とかを雇わなければ、その日勤務していただかなければならないというところで、4人以上でないと合わないということだというふうに思います。1人ずつ来て、結果として4人になったから、じゃあ頼めばよかったというふうなところにはやはりならないのだと思います。1予約で4人以上にならないと、夜警員の方をお願いするというふうなところにはならないというふうに思いますので、1団体4名以上というふうなところが原則かなというふうに思います。

**2番** あと、後半のほうに、食事の提供につきましては、15名程度までは対応できるとありましたけれども、これは以前、夫婦というか、頼んでいた、朝食とか作ってこられた方ではなくて、現在、そこで管理している方が調理しているのかと思いますけれども、例えばプランニングの出し方とか、例えば予約する前に事前に分かったりとか、あそこは大体自炊するような感じで使う場所なのですからけれども、そういう利用者にとって例えばこういうプランで食事もつきますよというような、値段的なプラン的なものは開示というか、確認できたりできるのでしょうか。

**町長** 多分1泊、こういうメニューがつくと幾らというふうなものは多分ないのだと思います。申込みがあったときに、朝食とかというふうに頼まれれば、このぐらいの値段でというふうなところで提供するという形になっているのだらうとは思いますが、詳細については補足等がありましたら、ふるさと応援室長のほうから補足をさせていただきたいと思いません。

**ふるさと応援推進室長** ただいまの質問で町長がお答えしたような形で、予約を受け付けた際に、朝食をつけてほしいとか、夕食も準備してほしいというような希望を取りまして、朝食だけではなくて、夕食についても準備できるというふうに聞いております。

ただ、町長が申したように、料金なんかは、その予約の際にちょっと相談に応じてというか、対応していただいているのかなというふうに思っております。

**2番** 以前よりも充実した内容でなっているような感じはします。まず、指定管理者制度についてでありますけれども、やはり先ほど前向きな全体的な構想とか、やはりあの周辺のものを利用できるような環境があればいいかと質問しましたけれども、まず1つ、町として猿羽根山実習館周辺が今後どのように想定、考えていきたいのか、考えているのか、ちょっとその辺、お聞かせください。

**町長** 私が役場に入ったときのキャッチフレーズが、猿羽根山地蔵と若あゆの里だったと思います。そのぐらいやはりその当時は、猿羽根山というものをメインにして打ち出していたところだと思います。ある意味、観光の一大拠点であったというふうに思いますが、その後、若あゆ温泉ができて、どちらかという拠点的なところについては移行していったのかなというふうに思いますが、いずれにしても、古刹である猿羽根山地蔵堂があります。そこについてはやはり時代を超えて人気のあるスポットだというふうに思っておりますので、それはそれとして利用して、それを利用してというふうなところがあるのですが、体験実習館、それから昔、実習畑もありましたし、グラウンド的なテニスコートというふうなことで私も設計に携わったのですが、そういうところとか、キャンプ場を造ったところはあるのですけれども、なかなか利用できていないという状況もございます。

あわせて、周辺のところについても、今回も崩れてきているというふうなところもありますし、展望台もなくなりましたし、めがね橋といいますが、それもなくなったというふうなところもございます。なかなか現在のところ、その体験実習館を合わせて猿羽根山一帯の整備計画、利用計画というふうなものを今現在、町で持ち合わせているというふうなところはございません。

**2番** その指定管理者がまず民間でもし公募して、夢あるような、例えば、方がもし来られた場合に、前回定例会のときに、そういう指定管理者が、要望があれば町でも検討するということがありましたので、やはりこう、あそこの立地条件的なものを、やはり舟形の顔的なものでも十分そのままの状態でも今現在使えると思いますので、最大限に利用できるようなものがもしあれば、その点はやはり町としてご協力していただきたいと思います。猿羽根山温泉とともにやはり2つの舟形町の顔として、今後、後世に残すにしても、やはり大切に保管しながら、大切に利用して使ってもらいたいなと思っております。

それで、この点につきましてはこれで終わりますけれども、続きまして山間地の集水豪雨対策についてでございますが、今回は河川のみならず、今回は山間部のやはり集中豪雨ということで、山から川までのルートのなものがほぼやられたというような形になっています。

今回の豪雨だけではなくて、やはりここ数年でも、頻繁に豪雨的なものが発生しています、今回、長沢でいうと権現沢の大場惣吉商店さんの前にもうずっとこう、水があふれると。今回は大きい1メートル近くの岩がもう山から下りてきてそれが塞いだのか、また同じような状況になったということでもあります。

今回はやはりあそこ、県道も走っていますので、今回、県にも要望しているとありますけれども、上から来るにつれてやはり水の量がどんどん増えて、結局、下のほうであふれ出るような状況で、去年かおととしか、あそこ少し直したというかね、してもらったのですけれども、やはりそれでも対応がまず今回できなかったということで、今後、県に対してもあそこを緩和するというかね、そういう方向性がこの方法以外に何かあるのか、ちょっとお聞きします。

**町長** まず、基本的には、三光堰の長尾の水上沢、そして下ノ沢という川、沢からの土砂の流出というのが、一番被害を大きくしているところであります。権現沢についても同様であります、やはりその権現沢のほうに堰堤があるのですが、堰堤がやはり満車状態、砂が上までたまっているような状況になりつつあります。それだと、そのまま越えてくるといふうなところもありますので、やはり堰堤のかさ上げ等を要望していくか、さらに上にもう一つ大きな堰堤を造るかというふうなところの検討もしていただくというふうなところも必要だというふうに思います。

ただ、それを実施するにはかなり時間がかかるのではないかというふうに思いますので、そうした場合に答弁書の一部でも申し上げておりますが、不動沢川があります、井上魚屋さんのところの、あそこは住宅地から比べるとかなり低いところに沢があるというふうなところもありますので、何とかそういう雨とか、そういうあれのときに、権現沢の上流部でストップして、不動沢のほうに余水吐を造るという方法も1つの方法かなと。ただ、地形的な問題とかいろいろクリアしなければいけない問題はあると思いますし、県のほうとの協議も必要だというふうに思いますので、いずれにしても、平成30年度で1回あって、今年度もまたあったというふうなところでありまして、やはり大場さんからは大変お叱りをいただいたところでもありますし、町としても、自然災害だからやむを得ないのだというふうな考え方ではなくて、6年間に2回もそういう被災をしてしまっているというふうな現実をしっかりと捉えて、何とかそういったことがまた起きないような、そういうところをやっていききたいというふうに思います。

いずれにしても、挨拶の中でも申し上げましたけれども、来年から国の防災・減災緊急5か年計画の新たな5か年実施中期計画がまた計画されます。それらの財源等を利用して一刻も早くやらざるを得ないだろうというふうに思っておりますので、そういったものの採択等

に向けても、議員さんからのお力添えをいただければというふうに思っているところでございます。

**2番** 今回の集中豪雨に対しては、その場所ではなく町全体、いろんな箇所ですういうことが発生しております。今回、国道13号線のもう民家が土砂で押し出されたということもありましたけれども、後ろのほうにコンクリート擁壁がありますけれども、そのコンクリート擁壁を破壊してきたような感じにも思います。そこの民家というのは、冬の豪雪のときに倒木で、屋根のほうに倒れて、そこを、屋根を修復したばかりなのかなと思っていましたけれども、この間、ちょっと視察に行ってみたところ、その裏山の何か木が刈られていたんですね、後ろの山のその一角だけ。その例えば木がある状態と木がない状態の豪雨的なもので、水の含む量的なものが、これは見解ですけれども、変わってしまうのかなとちょっと思ったのですけれども、そういうふうな形で、コンクリート擁壁というのは、年数的なものとか、多分そこに対しての重さとか、いろんな計算で建てられると思いますけれども、そのコンクリート擁壁については、耐用年数とかそういうものはそんなにないのでしょうか。ちょっとその辺、お聞かせください。

**町長** 一応、擁壁等に関しましては、県のほうで毎年だと思っておりますが、点検をしているというふうなことであります。あと、本会議で記録が残りますので、木の伐採との関わりについては、ちょっと答弁は控えさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにしても、やはり私も知事が視察に来たときに県の方に申し上げたのは、やはりその擁壁に対する信頼度がなくなってしまうのだと。だから、それをしっかり信頼回復するためのものを考えていただかないと駄目だし、県の人には事務的なものであれなのですが、住宅を解体してからでないと、対応策とか応急工事の検討に入らないというようなことを言ったものですから、ふざけたことを言っているなど。その今の倒れた住宅が土砂を今押さえているダムのような形になっているのだと。それを取ってしまったら、下流のうちに直接また流れていくだろうと。まず、応急工事がいつから入れて、どういう工法でというのが決まったら、うちのほうでどこか、佐藤さんがまだそのときはどちらで解体するというふうには決めていなかったのですが、できれば佐藤さんのほうについては早く解体したいという話ではあったのですが、町で解体するから、解体を急ぐのはやめていただきたいという、逆に止めたぐらいで、取ってしまうことでの2次被害というのを防がなければいけないというふうに思ったところで、そういう話をしたところでした。知事からはもう少し穏やかに話をしてくださいねと言われてたのですが、いやいや、そういう問題じゃないと。本当に1人の命が奪われるかどうかの瀬戸際だったのだというふうなところで申し上げたところではあったのですが、やはりそういう点検もしながらとかしているようではあります。その壊れたというふうなことについては、やはり重く受け止めてほしいと。でないと、あそこら辺一帯のところ、それから八幡様

からずっとそういった対策工事がなされていますので、それに対する全体の信頼というものが失われてしまうというところもありますから、まずそういった面でしっかりと対応してほしいというふうなことで、県のほうにはお願いを申し上げたところです。

**2番** やはりコンクリート擁壁の破壊的なものは、もう隣の人も心配になってくるのかなとちょっと思いました。なぜあそこを挙げたかといいますと、そこだけ擁壁があるのではなく、やはり各地に擁壁があると思います。今回の豪雨災害で長沢のことを言いますと、新山神社からずっと下って舟形側からずっとあるのですけれども、今回の集中豪雨によって、その間の階段、あるんですよ。そこから水がもうどんどんあふれてきて、うちも浸水しましたけれども、もうその付近が全部、その擁壁の間のところを今度、そこが今度、何か滝みたくなって、それが結局、はけなくて、結局、浸水してしまうようなことがありましたので、逆に言うと、本町の壊れたものを見ると、うちのところも壊れるんじゃないかなとちょっと心配になってくるので、やはりそういう今回の集中豪雨によって、山にこれだけの水が含むとこういう被害があるのだなど、やはり経験したことのないようなことが起きました。

近隣でいいますと、瀬見温泉のスキー場、あそこも木がない状態で、あそこもすごい、やはりないから水がたまって、もうどろどろになったやつが流れていったのかなと思って、観松館のほうにはすごい甚大な被害がありましたけれども、結局は、これは我が身的な感じもするので、私も裏山があって、いつ崩れるのかなといつも心配しながらいるのですけれども、そういう県の要望、やはり重く、今回のことも重く受け止めていただきながら、やはりそういう安全対策して、やはりそこに住んでいる人が少しでも安心できるような回答的なものが必要かなと思いますので、よろしくお願いします。何か答弁あれば。

**町長** できるだけ県のほうとも連携しながら、やはり先ほども言ったとおり、その施設に対する信頼というのを回復しなければ、それで安心をしていただけないというところがやはりあるのだというふうに思いますので、そういった点検という、単に点検というだけではなくて、裏山の状況であったり、いろんな状況がその都度、都度、変わるといふふうなところもありますので、そういった面も含めて点検をお願いしたり、さらに強化を進めるというふうなところがないのかどうかも含めて、県のほうに要望してまいりたいというふうに思います。

**2番** その点はよろしくお願いします。その裏山の木に関しても、やはり成長しているものですから、昔とちょっと形状が変わってきて、多分その重みとか、木が成長すればどんどん重くなったところに、雨水がすれば、結局、おもしろい状態で落ちてくるような感じだと思うので、昔とはやはり今、山はもうどんどん木は成長して、いつ倒れてくるのかなというぐらいに成長している場所がいっぱいありますので、そういうことも地質調査とか、そういうこともしっかり見ながら、やはり危険な場所に対しての対策を早めにとって、災害のないような方向性で進めていってほしいなと思います。

今後も、町全体で修復作業、これから進むと思いますけれども、早急な、町民がまず求められるような、安心できる、あとは農地に関してもやはり早い復旧・復興を望みますので、今後も東北地方を全体に気候変動でいろんな災害が起こるかもしれませんので、やはり災害に向けたものをしっかり考えて、明日は我が身という気持ちを町民も持つような形で、思ってもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長** 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番佐藤広幸議員。

**9番** それでは、まず初めに7月の豪雨により被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

では、当初の通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目の主題として「縄文の女神の里帰りは」、2つ目に「女神のシンボルタワーの建設を」と題して質問させていただきます。

縄文の女神の里帰りは。

令和5年3月と6月定例会の斎藤議員と奥山議員の一般質問のその後を問う形で質問いたします。

町では、令和4年度に「縄文の女神ミュージアム基本構想」をまとめ、それをベースに鳥瞰図などの検討をしているようですが、基本構想の具体的な内容と、鳥瞰図などの進展具合はどのように進んでいるのか質問いたします。

また、それを踏まえて要望活動も実施していると答弁していますが、現在、山形県では県立博物館の移転計画の議論中です。新県立博物館のメインの展示物に縄文の女神が置かれてしまえば、里帰りも夢に終わる可能性もあると考えます。

町民の縄文の女神の里帰りへの熱意を伝えるためにも、里帰りに関する署名活動なども必要ではないかと考えますが、町長にそのような考えはないのかを質問いたします。

2つ目に、女神のシンボルタワーの建設を。

現在、西ノ前遺跡公園女神の郷を整備し誘客を試みっていますが、思ったような集客にはつながっていないように感じます。

そこで、45センチの土偶にちなんで45メートルのシンボルタワーを建て、舟形町の町民をはじめ高規格道路利用者や鮎釣り客、町のどこにいても女神の存在が認識できるシンボルタワーの建設をすれば、里帰りへの意識も高まり、県へのアピールにもなると考えますが、町長の考えを質問いたします。

以上です。

町長 それでは、9番佐藤広幸議員の「縄文の女神の里帰りは」についてのご質問にお答えします。

町では、西ノ前遺跡を出土した国宝土偶「縄文の女神」が、ふるさとである舟形町に帰ってくるができるよう、多角的な検討を図るため、令和3年度に町プロジェクトチームを組織し、令和4年度に、女神を町内に迎え、展示・収蔵するための施設「縄文の女神ミュージアム（仮称）」（以下、「新施設」と申し上げます）の整備について、基本的な構想を取りまとめました。

具体的な内容は、新施設整備についてであります。テーマを「集まり、つながる博物館」とし、国宝土偶「縄文の女神」の展示・収蔵スペースの設置、最新のデジタル技術を用いた文化財の展示や体験型演出の導入、またカフェや特産品販売、観光情報等PRスペースの設置、住民が気軽に繰り返し利用できるような複合施設化を図るなどの構想を盛り込んだ内容でございます。

昨年12月に、山形県知事へ、国宝土偶「縄文の女神」の舟形町への帰還に関する要望を行いました。当日は、平山副知事より対応していただき、国宝土偶「縄文の女神」を展示・収蔵するための施設を県として「舟形町内に整備すること」と「それが困難な場合には、町として施設を整備する構想もあるので、所有権の移転など県として所要の対応及び協力を行うこと」の2点を要望し、当町の考えをしっかりと伝えたところであります。

今後においても、縄文の女神まつりや、最上町、大蔵村と連携した最上南部3町村縄文文化発信推進会議による、縄文の女神をモチーフにしたペーパークラフトデザインコンテストを毎年開催し、国宝土偶「縄文の女神」の魅力発信と縄文文化への興味・関心を高める活動を継続してまいります。また、機運が高まったタイミングを見計らい、議員のおっしゃる署名活動等も視野に入れながら、町の熱い思いが県に届き、国宝土偶「縄文の女神」が出土地である舟形町へ帰ってくるができるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、「女神のシンボルタワーの建設を」についてのご質問にお答えします。

西ノ前遺跡公園については、1番議員の質問に対する答弁の繰り返しになりますが、平成24年に「縄文の女神」が国宝に指定されたのを契機として、遺跡地一帯の保存を目的として整備が進められ、平成29年に「西ノ前遺跡公園 女神の郷」として開園いたしました。

この公園を整備するに当たり、平成24年に「西ノ前遺跡環境整備・広域活用検討委員会」を設置し、遺跡の環境整備等について検討され、平成25年3月に報告書がまとめられました。内容は、「現代的なハコモノを新しく建設するという観点ではなく、縄文人が自然を崇拝して生活していたことや、縄文人の営みの原風景を想像すると、自然的な景観を大

事にする観点で、景観整備をしていかなければならない。縄文人が、この土地を選び、自然と共生して生活していたことが分かるような整備の仕方が望ましい」とされております。

これを受けて、平成26年から整備が進められ、公園には、遺跡を保護するために1メートルほどの盛土をした遺跡エリアと、下のほうに、縄文時代の水さらし場を再現した水場エリア、そして駐車場を整備し、地域のシンボルである国宝土偶の「縄文の女神」の遺跡として保存・管理しているところであります。

さて、議員が要望されております45メートルの女神のシンボルタワーの建設についてですが、これまでの述べたとおり、遺跡地が一带の保存を目的として整備した公園であるため、地下の遺跡に影響を与えるような大きな建築物や現代的な箱物は配置しないことと考えております。

国宝土偶「縄文の女神」の里帰りに対する思いや公園への誘客を促進、そして45メートルものシンボルタワーの建設は、斬新なお考えではございますが、以上が、現在における当町としての公園維持に対する考えでございます。

**9番** それでは、順次、再質問をさせていただきます。

町の方針として県知事に要望を出したということで、2つ要点を答弁していただきましたけれども、まず舟形町に整備すること、それが困難な場合には、町として施設を整備する構想もあるので、所有権の移転など、県としての対応及び協力を行うと、こういうふうな要望をしてきたということでもありますけれども、山形県の県立博物館の移転整備についてということで、簡単に県がまとめている資料、これに県立博物館の概要が1点、県立博物館を取り巻く今の現状ということで1点、移転整備の検討に当たっての留意点・留意事項ということで、3点、簡単にまとめられたものが出されているのですけれども、この県立博物館の概要というところに、本館、昭和46年4月に開館というのが1つ、メインの会館があって、そして教育資料館ということで分館、これ、私も行ったことがあるのですが、昭和55年10月に開館されていると。附属自然学習館ということで、琵琶沼ということで、山の上のほうにあるやつですね。

この3館、3つあるわけですが、県は既に分館を持っているということで、非常にこの分館、もし舟形町に分館を建設するという、そういう思いや気持ちが伝われば、非常に先進的に分館という発想の下に建てられているので、非常に考え方としては、やり方としてはうまくいきやすいんじゃないかなというふうには私は思っているのですが、ただ、それにしても、どのぐらいの町長が、気持ちが、その分館構想というものにあるのか、乗っているのかということ、もう一言、町長の言葉でお聞かせ願いたいと、こういうふうに思います。

**町長** 県立博物館の移転もそうなのですが、分館構想等については、前の奥山町長の時代に一度、知事のほうに要望しているというふうなこともありまして、今回の要望にもこれを入れ込んでおります。ただ、現実的な話、県議会の先生方から聞くと、村山地区の県議員の先生方がやはり人数的にも多く力もあるというふうなところで、現在、山形市の霞城公園の中にある県立博物館を移転するにしても、やはり山形市等を中心とした村山地区であろうというふうなところが言われております。

町としましても、その奥山町長の時代に、町でそのものを建てると、建設費、それから当然、維持管理費がかかるので、県のほうにお願いをするべきだというふうなところの発想の下で、分館構想というのがなされているようでございます。当然、私どものほうとしては、そのようなことであれば一番いいのですが、県のほうでもなかなかそういう簡単にいくというふうなところもないというふうなことでありますので、町は町として縄文の女神ミュージアムを造ると、その覚悟を持っていると。それを、しっかり縄文の女神を返していただいて、それを分館にさせていただければいいのではないかと。県のほうへ建ててけるというお願いだけではなくて、町のほうで建てる覚悟を持って、それをもってちゃんと返してねというふうなところでお伝えをしてきたところでもあります。

それが分館になるかどうかというところは今後の話合いになるかというふうに思うのですが、実際、知事のほうとしては、今、博物館構想がある中で、なかなか直接お会いしてそれにコメントすると、いろいろとまた問題があるということで、平山副知事のほうに要望という形にはなったのですが、知事のほうにも伝えていただくというところでは言っていたのですが、やはりしっかりと町の考え方で、鳥瞰図等についても町のほうで出しまして、それを映像で3Dの画像も持って、こういう形で町で一応考えていますのでというふうなところをお見せしながら、本気度を出してきたところではあります。

**9番** 本気度が伝わってくればいいなと私も思います。

これ、去年の、令和5年の10月25日に第1回山形県立博物館移転整備に向けた専門家による懇談会というのが開催されておりまして、7名の専門家と、そのときは11名の事務局の方がいて議論をされている中で、その専門家の方々の視点が20個あって、非常にこの舟形町に有利ないい考えを持っていらっしゃる方がいるなと思って見たのですけれども、第4の視点のところ、山形県を1つの博物館と捉え、各地域の小さな博物館や資料館などを横につなぐプラットフォームとなるのがメインとなる県立博物館の役割だと言っていらっしゃる方がいらっしゃる。ということは、小さな博物館が山形県内各地域に点在しているもいいんじゃないかというふうに言われる、この7名の中の誰かがこう言ってらっしゃるわけです。

これ、今年の2月だか3月に第2回目があったのですけれども、ちょっとそこは調べていないのですけれども、この中間報告が来年、令和7年度に中間報告される予定になっているのですけれども、ここに、この7名の委員の方はホームページに載っています。むしろそういった方々にアピールして、こういった専門家による懇談会で中間報告に盛り込んでもらうためのそういう活動が1つ鍵になるんじゃないかなと私は思います。

ここで答申された案が知事に行くわけだと思いますけれども、政治的にというふうになると、もう強い、ニーズが多いというところに負けてしまうわけですから、そういったことじゃない、違う方法でやはり考えていくべきではないかなというふうに思います。

この整備移転計画についての資料を見ますと、整備移転計画検討に当たっての留意事項ということで、開館までに要する時間ということで、基本構想から開館まで一般的に10年程度を想定、それを見据えた検討が必要ということで、去年とかおとしあたりから始まったとしても、まだもうちょっと時間があると、こういうふうに思いますので、政治的にも、その委員に働きかけをするにしても、町の構想を考えるにしても、やはり今が走りどきというんですかね、今からやっておかないと将来につながらないのではないかなというふうに思いますので、そういった働きかけを今後一生懸命我々も協力できるところでしていきますので、お願いしたいというふうに思います。

ということで、今回は私たち議員が、議員じゃない、総務文教委員会で函館市の中空土偶というところの遺跡を見学しに行きました。この中空土偶の資料があるのですけれども、函館市縄文文化交流センターという、博物館ではない、文化交流センターというところを見学・視察させていただきました。非常にサイズの、舟形町が導入するには非常にいいサイズ、ちょうど最適なサイズなんじゃないかなと、こういうふうに思わせていただきました。建てるのに6億7,400万円ほどはかかっていますけれども、駐車場がないという話になったそうで、じゃあ道の駅と一緒にしましょうということで、道の駅と合体して、そして文化交流センターを建てていて、非常にコンパクトながら内容的には充実したものになっているなというふうに思いましたので、ぜひ職員の皆さんも見学してきて、なるほど、こういうサイズ、こういう考え方があるのかなと、ぜひ研修されてきたらいいんじゃないかなというふうに思います。東京に行く感覚ぐらいの時間で行けました。行き慣れば、本当に東京に行く感覚で行けるというふうに思います。

ということで、次に質問させていただくことは、この函館市の例を見ますと、駐車場の整備をするのに自分手前だけでは駄目だと、駄目だとか、予算が足りなかったり、規模が小さいということで、我が舟形町も基本構想、まだできているのか途中か分かりませんが、そういった道の駅とか何かのほかの、ほかから予算を持ってきて町の予算あ

るいは県の予算でもできるというような、ジョイントした形での考え方、これを持っているのかどうか再質問させていただきます。

**町長** プロジェクトチームの答申の中には、複合施設というふうにありますので、やはり地方創生であったり、恐らくデジタル田園都市国家構想交付金、そういったものを活用しながらというふうなことになるかというふうに思います。当然、博物館的なところについては文化庁の補助金もあるのだろうというふうに思いますが、それだけではやはり足りないというふうに思いますので、そういったところも含めて町のほうでは検討しているところであります。

**9番** 複合的なものということで検討しているということですが、これは私の個人的な考え方、意見なのですけれども、できれば、できるかどうか分からないですけれども、この北海道北東北縄文遺跡群という広い範囲の中で世界文化ユネスコの世界文化遺産に登録されて、これ、実際聞いたら、やはり登録されたら開館というか、人が来る人数がかなり違ふと。こういうふう to 実際のことを語っていらっしゃいました。

ということで、この答弁書にも最上郡の南部という話、されていますけれども、むしろ最上郡全体でそういった博物館あるいは文化センター、道の駅とジョイントしたものができないのかなというふうに考えるわけです。

というのは、真室川町からすばらしいこういういい土偶、これ、お寺さんが所蔵しているという釜淵から出た土偶なのだそうすけれども、これは国の重要指定文化財、国指定の重要文化財になっているということです。

博物館に行ったとき、ちょっとおととい行ってきたのですけれども、9月3日まで消毒中ということで入れなくて、見てこられなかったのです。以前行ったときに、たしか恐竜の化石のようなものが入るとばんとあって、それもたしか真室川辺りから出た遺跡だったんじゃないかなというふうに記憶しています。

意外と最上郡からはいい遺跡なり、そういった恐竜のものが、それが真室川のものだったらそういうようなものが発掘されているので、最上郡全体というふうに考えれば、いい地域の博物館、小さな博物館ができるんじゃないかなというふうに私は思ってきましたし、思っています。

ということで、舟形町でできればそれは最高ですけれども、この最上郡、この真室川の国指定の重要文化財などの展示あるいは県立博物館には30万5,000点の博物館の内容があるそうです。その最上郡の部分だけを一部持ってきて、そして例えば今度新しく造ろうとする新庄市と最上郡の8市町村との道の駅と博物館を合体させたような、そういう博物館も面白いんじゃないかなと、こういうふうに私は思うわけすけれども、私の個人の見解ですけれども、町長はどのようにお考えになりますか。

**町長** 世界遺産等については山形県が出遅れておりまして、日本遺産も含めてそうなのですが、新潟から長野の方面についての1つ遺産群があって、今度このたび、北のほうの遺産群があります。そこが、山形県が抜けているという状況でありますので、気づいて追加でというふうなことで少し申し上げたところがあったのですが、残念ながらもうそういう時期じゃないというふうなことで北のほうにも入れなかったというところではあるのですが、比較的やはりそういうところで、北日本については縄文時代に栄えた時代、栄えているのが北日本だというふうなことで言われています。

また、佐藤議員がおっしゃられる、その道の駅に博物館というのは、奥山町長のときからその構想的なものがありまして、前商工会の理事長でありました井上洋一郎信金頭取なんかその旨を言ってきているところでありました。現在もそういう方向で商工会の商工会議所等にはあるのですが、そうすると、正式に里帰りになるのかと。舟形に帰ってこないで里帰りでいいんだかというふうな問題もあるのです。

だから、ランドマーク的な道の駅というのも1つ、大事かもしれませんが、それよりも道の駅を、1つの核となる道の駅を造って、それからネットワーク的に最上のほうでの川の駅が道の駅になったやつとか、戸沢の道の駅とか、新しくできるうちのミュージアムなんか1つ、道の駅的な要素を持たせるというふうな意味合いでいくと、そこも1つ、ミュージアムになるのかなというふうには思っているところで、新庄に道の駅が、と併せて博物館というふうなところの構想的には、それはそれでいいかとは思いますが、舟形に帰ってこないで本当にそれが里帰りになるのかというふうな問題が1つあるのと、それから真室川のそれ、結髪土偶、髪を結った土偶というふうなところなのですが、これも上野の国立博物館が、国宝展があったときに、山形県からは舟形の縄文の女神と真室川のお寺さんが所蔵しているというふうなところなのですが、お寺さんのほうは、真室川の町長に聞きますと、なかなか貸出ししてくれないのだそうです。見せてもくれないというふうな状況であるようです。

それで、正式に出土した日時とか場所とか詳しいところがないので重要文化財なのですが、それがはっきりすれば国宝級だというふうなことが言われている土偶でもあって、本来であれば、大蔵、舟形、最上で、のほかに真室川も入れてというふうなことで、そういう運動しようというふうなところで、最初のときにはそういうふうには計画したのですが、真室川を入れてまた新庄とかいろいろ入ってくると、また新庄に土偶の展示室を置かれてしまうというところもあって、まずは連携の取りやすい大蔵、舟形、最上で、小学校の子供たちを中心に、中学校とかを中心に運動を展開しようというのが、この3町村での連携の最初のスタートのところでありました。

そういった意味でいくと、道の駅にというふうなことについて否定をするものではないかもしれませんが、町は町として、できれば町にそういった縄文ミュージアム、女神ミュージアムを造って、町のほうに連れてくるというのが一番いいのではないかと私は考えております。

**9番** 今回私たち、総務文教が視察したこの博物館は、発掘した場所に建てられたものではなくて、垣ノ島遺跡、函館市の津軽海峡側なのですけれども、垣ノ島遺跡は太平洋側に山を越えていったところにあるのですけれども、その北側に今度は大船遺跡、そういう群というのが2つあって、ちょうどその中間ぐらいのところよりもちょっとこう、垣ノ島遺跡に近いところであって、発掘した場所ではないところにそのミュージアムを造られていたということで、必ずしもやはり発掘場所でもなくてもいいのかなというふうに私、思ってきたものですから、舟形町に帰ってこられれば最高ですけれども、新庄、最上郡、ちょっと離れたところの新庄、最上郡という範囲の中で考えてもいいかなと、こういうふうに私は思いました。

町長、以前の答弁で、この5体ある縄文の、こういう土偶の集まりがあるというふうに、集まりというか、集まって話をしているという話をしていたと思うのですけれども、現在はそういったことをやっていらっしゃるのか、ちょっとそこをお聞かせください。

**町長** 大学の先生を発起人として、俳優の亡くなられた津川雅彦さんとかも会員として入っている、縄文の何とか連携フォーラムというような組織がございました。ただ、コロナで開催ができなくなってきていることと、大学の先生も高齢になってきているというふうなところもございまして、現在のところは、今そういった会議は行われていない状況であります。

**9番** そうしましたら、ぜひこのそういった遺跡群の集まりがあって、昨年、令和5年4月に市長に当選されました大泉 潤さんが市長になられたということで、お願いしてきてほしいことがあるのです。私は館の人をお願いしてきました。この縄文の、函館市縄文文化センターの展示室1というところに、歴代の何千年前からどういう土偶が発掘されましたよという展示室があるのですけれども、そこに写真が載っているのですけれども、何と舟形町の土偶だけ載っていないのです。

町長、今回改修工事をしたということで、5体の土偶を作って、玄関のところに3Dプリンターで作って置いてくれましたよね。あれ、いいなと思っているのですけれども、そういったものを、うちではこういうふうにありますよということも言いながら、この文化センターの展示室1というところの表示、表記に、縄文の女神だけ抜けている状態です。この、ぜひうちの土偶を載せてくださいというふうをお願いしてきました。ただ、

職員なのです。指定管理者に指定された職員にお願いしてきているだけなので、ぜひ市長に、新しくなった市長にお願いをしたいと、してきてほしいというふうに思います。

それで、なぜか、そうなったかといいますと、やはり国宝に指定されたのが、舟形町の場合は25年の9月でしたっけか。24年だな、24年の9月6日に国宝指定されたのです。けれども、その開館が、この函館市の開館が、何とそのちょっと手前、23年の10月に開館されているものだから、ちょっと表記が抜けてしまったと、申し訳ございませんということだったのですけれども、ぜひこの連携した形で、5体の国宝の土偶を大事にしたいと、こういう意味も含めて、ぜひ函館市長に会う機会があったらお願いをして、そして舟形町の土偶も我々はこういうふうにしてアピールしていますよということも伝えながら、そしてこの展示室に女神を見せてほしいというふうに思います。

なぜそういうことを言うかと、こういうふうに言いますと、やはり函館市の駅に着くと、やはり外人の方、多いです。文化遺産に登録されたからというものもありますし、観光地であるということもあると思います。やはりこの最上地方よりは残念、残念というか、いいことなのでしょうけれども、向こうはやはり観光地も観光客もいらっしやって、それなりの来場者、来館者数があるということで、そこにやはり我々の縄文の女神も展示されるべきだと、こういうふうに思うわけです。

それで、シンボルタワーのほうの話になりますけれども、函館市の駅に着くと、駅を出ますと、ホテルやビルが建っているのですけれども、そこに横断幕、横断幕というか、横の幕があるのです。何て書かれているかという、「函館から縄文文化を世界へ発信」という明確な意思表示の横断幕というか、こう横のやつがあるわけです。舟形町の町制施行70周年、あんな感じのやつをビルに貼っているということです。こうやって、この文化センターそのものはすごく小さいし、やっている中身もそんなに派手ではないのですけれども、そういう意思が感じられるということです。

ですから、舟形町も、45メートルのタワーが無理だとすれば、少なくともそういう「里帰りを舟形町に」とか「実現を」とかという、そういう機運はこの函館市を見習ってやっていくべきではないかなと。そういうものを体験もしてきてほしいものですから、ぜひ職員にも行って見てきてもらって、そういったものを体験してきてほしいなと私は思うわけです。

そういったこの意気込みというんですかね、キャッチフレーズ、「函館から縄文文化を世界へ発信」、「舟形町から縄文文化を世界へ発信」だっていいじゃないですか。できるかできないかなんていうことではなくて、そういうふうやっていこうという心意気ですよ。そういったものを感じさせてもらいました。町長、そういった意気込み、ないでしょうか。最後に質問させていただきたいと思います。

**町長** 意気込みはございます。また、先日ちょっと話をしたら、教育委員会、教育長をはじめとしまして教育課長も、私も、どこの博物館にも行ったことがなくて、奥山町長時代に大分皆さん行かれたようですが、そのプロジェクトチームを、博物館には行っていないというようなところもありましたので、ぜひ職員のほうからそういった博物館、参考になるようなところ、しっかりと見ていただきたいというふうに思います。

また、45メートルのタワーについては、ビル14階建てに匹敵する高さでありますので、今ある西ノ前の遺跡公園については、もう完全に地下にくだらなければいけませんし、それなりの比率でいくと、とてもあの公園で収まり切らないところもありますので、どこに建設するかというふうなところもありますが、まずはそういった意気込みを持って、佐藤議員の言われたとおり、縄文文化というふうなものについては、日本の宝でもありますし、舟形の宝でもあるというふうなところで、外国をはじめ国内外の人にアピールできるように、教育委員会を中心にそういった垂れ幕等を準備していただけるよう頑張りたいと思います。

**議長** 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時42分 散会



令和6年9月5日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和6年第3回舟形町議会定例会第2日目

令和6年9月5日(木)

---

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会計管理者	沼 澤 伸 一	総務課財政係長	仲 野 健 太
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健康福祉課長	沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住民税務課長	豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 広 志	事務補助員	大 場 正 江
--------	---------	-------	---------

---

議事日程

- 日程第 1 報告第 3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 議案第51号 令和6年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 3 議案第52号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について
- 日程第 4 議案第53号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1

号) について

- 日程第 5 議案第 5 4 号 令和 6 年度舟形町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 令和 6 年度舟形町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 災害による被害者に対する町税の特例に関する条例の設定について
- 日程第 8 議案第 5 7 号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
- 日程第 10 議案第 5 9 号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 11 認定第 1 号 令和 5 年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度舟形町水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 再開

**議長** おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

なお、報道機関より写真撮影の申出がありました。許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、よって写真撮影を許可することといたします。

それでは、ここで若干の時間をいただきまして、写真撮影をしたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

失礼しました。暫時休憩をいたしますので、よろしくをお願いします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時06分 再開

**議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

---

**日程第1 報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**議長** 日程第1 報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

---

**日程第2 議案第51号 令和6年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について**

**議長** 日程第2 議案第51号 令和6年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、

款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑はございませんか。

**1番** 14、歳入の14、15ページになりますけれども、17款財産収入第1項財産運用収入1目財産貸付収入の医師住宅貸付収入でありますけれども、これについてはどういう方が入居をされるのか、お願いします。

**健康福祉課長** この件につきましては、7月から入居されていますので、3月末までの分の家賃9か月分を計上しております。

入っている方については、町職員の世帯が入っております。

**1番** 家賃の単価はどれぐらいなのでしょう。

**健康福祉課長** 1か月当たり5万5,000円です。

**1番** この医師住宅については、県の補助事業で建設したものなんですけれども、それについては入居要件としては問題ないということでもいいわけですね。

**健康福祉課長** はい、そのように考えております。

**議長** ほかにございませんか。

**3番** 20、21ページになります。

総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策費ということで、全協の中でも一部説明あったんですけれども、今回、65歳以上の方が対象、あとは60歳から64歳までで疾患の持っている方は対象というふうなところです。対象なし、すみません、補助がなしの場合は、1回当たり1万5,300円かかるよという説明ありましたけれども、これは今回1,500円の自己負担で接種が受けられるというところなんですけれども、この接種、1,500円で受けられる補助の内訳ですけれども、教えていただきたいと思います。

**健康福祉課長** 補助がない場合について1万5,300円かかると、議員おっしゃるとおりです。そこから国の補助、国の基金からですが、8,300円が国から来ます。差し引きますと7,000円になります。その7,000円に對しまして町では5,500円を補助するというので、実質個人負担は1,500円という数式になります。

**3番** 大変安価な値段で接種が受けられるということで、ぜひ対象者には接種を受けていただきたいと思いますが、今回、65歳以上あるいは60歳以上の疾患のある方ということで、今回対象になっている人数ですけれども、どのぐらいの方がいるのか教えていただければと思います。

**健康福祉課長** 町のほうで押さえている65歳以上人口が2,073人、4月1日現在でいるところです。それに対して、昨年秋の接種率が77%でしたので、それを掛けますと1,600、おおよそ1,600という数字が出ます。それに今の数式の分を掛け算して出しているところです。人数に対しては1,600人を想定しております。

**3番** 1,500円で受けられるという、舟形町の方は1,500円で受けられるという接種ですけれども、

ほかの市町村と比べた場合ですけれども、大体どの辺の金額、ほかと比べてどうなのか教えていただければと思います。

**健康福祉課長** 県内の状況ですけれども、1,500円で受けられるというのが舟形町のみ、1つでございます。続いて安く受けられるのが西川町については2,500円負担で受けられます。その他の市町村、非課税世帯では安くするとかあるかと思うんですけれども、その他の市町村については、一律3,500円で受けられるという状況でございます。

**議長** ほかにございませんか。

**2番** 30、31ページ、7項の商工費の7の1の5、まちおこし事業でありますけれども、これは今回若鮎まつりバスを借り上げてのことだと思いますけれども、これは町のバス何台と、例えば借入れのバスの台数的なものはどのくらいでしょうか。

**ふるさと応援推進室長** こちらのバスの台数ですけれども、町のスクールバスにつきましては、現在6.5台を見込んでおりまして、あとマイクロバス1台、それから、当初から委託を予定だった1台というのがもともとの計画でありました。それで、今回、補正した台数といたしましては、委託部分として3台、マイクロバスの借上げ、リースですね、リースをして、町職員が運転することになるんですが、そちらのほうを2台見込んでおります。

ただ、全体としていたしましては十数台になるんですが、そのうち5台につきましては、町内、例えば、長沢地区から会場までとか、堀内から会場までといった、そういった送迎であったり、中学校の出演者の送迎であったりというようなところで、シャトルバスに専念できるバスというのはその分減るかなというふうに思っております。

**2番** 6.5って、5というのはあれかな、ちっちゃいやつなのか。あとそれとですね、マイクロバスとありますけれどもこれは農林専門職大学で買上げたバスなんでしょうか。

**ふるさと応援推進室長** すみません、先ほどの6.5の0.5なんですが、ちょっと運転士さんの都合で、午前中だけっていう方がいらっしやいまして、その部分でちょっと6.5にさせていただいたところです。農林専門職大のバスにつきましても、活用はする予定でおりますけれども、先ほど申しあげました台数には含めてはおりません。運転士のちょっと確保等で、職員が手が空いたときにちょっと運転するような形になるかなというふうに考えております。

ほかにございませんか。

**5番** 28、29ページ、6款1目18項畜産事業費の中に子実用トウモロコシ作付支援補助金、83、58万3,000円とありますけれども、これ私、3月に一般質問したときは、舟形ではやっていないという答弁をいただきましたけれども、今年度から始まるということでよろしいのでしょうか。

**農業振興課長** 今年度2名の方が作付をするということになってございます。

**5番** そうしますと、地区名で結構なんで、どの辺の、例えば、地区で、2名の方がやるという

考えなのか、その辺についてお聞かせください。

**農業振興課長** お2人おりまして、1人は原田山地区、もう1人が福寿野の二ノ代地区でございます。

**5番** 減反政策も様々、いろいろ出てきているわけですので、そういう有利なものがあれば、これからも取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

**4番** 12ページの歳入でございます。

ここに15の2の6、消防費の国庫補助金、消防団設備費補助金でございます。補正前が293万6,000円、補正が減額補正293万6,000円。この内容をお聞きします。

**住民税務課長** ただいまご質問ありました消防費補助金ですけれども、こちら当初、防寒着、350着、またトランシーバー22台分を国のほうに要望していたのですが、不採択となってしまったために減額しております。

以上です。

**4番** 消防団の防寒着、前回買うような予定になっていますけれども、それとはこれは関係ないのでしょうか。

**住民税務課長** 今年度購入が進んでおります防寒着の財源として充てておったんですけれども、不採択となってしまったため、こちらのほうは減額しております。

**4番** 不採択になって、それでは、不採択になった分の財源はどこで手当てするのか、お伺いします。

**住民税務課長** 当初予算の査定の段階でも採択になるかならないかは分からないんですけれども、まずは起案、上げさせていただいて、事業を進めておりました。基本的には一般財源を充てることにはなるんですけれども、大変申し訳ございません、15ページをご覧くださいよろしいでしょうか。

基本的には一般財源になるんですけれども、15ページ、一番下、雑入のところに、消防団安全装備品整備事業助成金というものがございまして、こちらのほうに新年度になってから手を挙げたところ、50万8,000円頂いておりますので、こちらのほう一部財源として充てる予定でございます。

以上です。

**町長** 若干補足させていただきますと、国庫補助金を予定しておったんですが、それが不採択というふうなところで、その部分、今豊岡課長が説明した分、若干は戻ってくるんですが、200万円何がしのお金が足りなくなる部分については、ふるさと応援基金というふうなところで、ふるさと納税をしていただいたその基金を消防団の方に活用してもらうというふうなところで財源を充てているところでございます。

**議長** ほかにございませんか。

**7番** 14ページ、15ページ。ふるさとづくり応援寄附金、1億5,000万の補正であります。

これまでも、監査の監査委員の方々からお褒めの言葉をいただいているところでありますが、今回1億5,000万補正することによって、4億5,000万程度の金額になるようではありますが、昨年と比べて、現在の寄附額、どういうふうな状況になっているのか。というのは、私的には米の価格が上がっているの、当町における返礼品の割合が米90%以上というふうなことを考えていくと、米を目当てにした寄附というものが増えているのかなと感じているところでありますので、この点についてお聞きしたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問で、8月31日現在となりますけれども、2億6,968万5,000円となっております。当初予算3億円で目標を設定しておりますので、今回、1億5,000万、目標値といいますか、そういったところを上げさせていただいたところです。

前年との比較というところにつきましては、前年よりも、やはり米というところもありまして、若干伸びているという状況でございます。さらに、先ほど言いました2億6,900万というところのうち、7月の豪雨災害についても寄附を受け付けさせていただいております。そちらのほうは8月31日現在、115件、80万5,500円の寄附を頂いておりますので、寄附された方についてはこの場をお借りして御礼申し上げたいなというふうに思います。

**7番** 大変ありがたいというふうに感じているところであります。

そういった中で、今後、ふるさと納税を進めていく段階で、総務省でポイント付与について、駄目というふうな、何かこう通達もあったようなんですけれども、このポイント付与についてどういうふうな状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** ポイント付与につきましては、全国的なところでございますので、今後、そのポイントを付与されているポータル会社さんのほうで今後の対応というものを考えていくんだらうというふうに思います。

例えば楽天さんなんかにつきましては、そのポイント付与について、何でしょう、して駄目っていったものについてその反対するための署名活動とか、そういったところも行っているというような状況もございますので、そこら辺の今後の見通しというのも注視しながら、こちらのほうでも適宜対応させていただければなというふうに思います。

**町長** すみません。補足をさせていただきますと、ふるさと納税の楽天であったり、ふるさとチョイスとか、そこをお願いをすると手数料を取られます。やはりそこが一番問題であるというふうなところで総務省が、ポイント付与等は駄目ですよというふうに言っているんだと思います。

やはりふるさと納税をしていただく寄附者と我々、それを受けて返礼をするやつの手数料法の部分が、中間のサイトのほうだけ大変もうかるというふうなところで行くと、非常にこの競争が激化していくと、どうしてもやはりそういった大手のサイトとか、そちらだけもうか

るという形になって、寄附者であったり、我々のほうの自治体、受ける側の自治体が先細りしていくという形になりますので、できるだけその部分を、私の個人的な意見としては、例えば5%なら5%にもうどこのサイトも同じようにしていただくと、競争がなくて済むのかなというふうに思っているんですが、やはり楽天さんみたいに大きな、いろんな方がそれを見てするようなどころでいくと、やっぱり手数料が高くなったりするものですから、できるだけやはりふるさと納税の趣旨から考えてみますと、今回のポイント付与は駄目っていうのは、非常にありがたい、私どもとしては考え方かなというふうに思っています。

なお、もう少し踏み込んで、例えば10%を最高額にするとか、というふうなことにもう少し踏み込んでいただくと、私どもとしてはもっとありがたいかなというふうには思っているところでございます。

**7番** このふるさとづくり応援寄附金につきましては、非常に舟形町のきめ細やかな住民サービスに対する寄与というのは本当に大きいというふうに考えているところであります。担当者におかれましては、引き続き頑張ってください、よろしくお願いをしたいと思います。

**1番** 34から35ページの第9款消防費、3項防災費の防災事業の災害用トイレ購入、それから非常電源装置購入、この内容をお願いします。

**住民税務課長** ただいまご質問いただきました防災事業の備品購入ですけれども、1つが災害用トイレの購入ということで、こちら、県のほうで能登半島地震を受けて補助事業としておりますトイレになります。仕様も決まっております、自動ラップ式トイレということで、2台分購入でございます。

もう一つ、非常電源装置購入費になりますけれども、こちらJアラート、全国瞬時警報システムありますけれども、弾道ミサイルや緊急地震速報、大津波警報など、そういった時間的余裕のない事態に対する情報を防災行政無線により瞬時に伝達するシステムになりますけれども、町のほうで設置している新たな受信機、それから防災無線で発信する、その間にあるUPSという電源になりますけれども、そちらが弱くなっておりまして、有事に備えるために更新するものでございます。

以上です。

**1番** 災害用のトイレっていうのが、これまでは、町としての在庫というか保管、購入している台数というのはどれぐらいあるんでしょうか。

**住民税務課長** 現在もポータブルトイレといいますか、災害用のトイレが2基ございまして、こちら新たに2基を購入することで4基となる予定でございます。さらにはこの今回の県の補助事業のトイレにつきましては、35市町村全てに2基ずつということがあるんですけれども、災害があった場合には、そちらに融通するというような、県からの方針も示されておりますので、例えば最上地域で大きな災害があった場合には、うちの町には約8基ほど集まってき

て対応するというようなことになろうかと思えます以上です。

**1 番** これらの保管はどこに保管するのでしょうか。

**住民税務課長** 基本的には指定避難所に置くにはちょっと台数が少なくなっておりますので、防災センターに保管して、いざ災害が起きたときには大規模な場合にはそちらに移動ということになろうかと思えます。

以上です。

**議長** ほかにございませんか。

**6 番** 28、29ページ。6の1の4になります。29ページのほうに農業振興事業の中に6次産業化総合支援事業費補助金という、71万5,000円になっております。主な事業内容を見ますと、ふるさと納税返礼品の商品化の支援というふうになっておりますけれども、この支援内容をお伺いします。

**農業振興課長** こちらにつきましては、農業者がふるさと納税に返礼品として出品するための支援でございまして、内容的には、ラ・フランスの化粧箱でありましたり、ブドウのシャインマスカットの箱であったり、自動の梱包機、箱を梱包する、PPバンドで梱包する機械であったり、あとは米袋になります。

**6 番** そうすると、これはふるさと納税の返礼品に限った支援と、こういうふうなことでよろしいですか。

**農業振興課長** はい、そのとおりでございます。

**6 番** 非常にいい支援だと思うんですけども、ふるさと納税に限らず、販売促進につながるような、そのような補助にして、補助金にしていただければなと思うんですけども、その辺りいかがお考えでしょうか。

**農業振興課長** 6次産業化の取組に関しては、ふるさと納税に限らず、支援は行っているところでございます。今回は、6次産業化の中でも、ふるさと納税の返礼品を支援するというふうな部分のメニューで申請がございましたので、たまたま3件とも、そのメニューになっているだけでございます。

**議長** ほかにございませんか。

**2 番** 36、37ページの教育費の10の1の4、スクールバス管理費でありますけれども、スクールバス管理費で修理代として200万円、修繕料とありますけれども、この内容をお聞かせください。

**教育課長** スクールバスの修繕料の内容でございますが、こちらについては、運転士さんによりましてバスの洗車については常時していただいております、さびとか、あとは外部の損傷に係る修理については今年度はございませんが、距離数が多いバスが最近ちょっと多くなってきておまして、そちらの経年劣化に係る足回りとか、あとはエンジン関係の修理が今年

度多いために、ちょっと予算が足りなくなることが想定されますので、今年度補正させていただきますというふうな内容でございます。

以上です。

**2番** 修繕にかかる台数的なものは何台ぐらいを想定しているのでしょうか。

**教育課長** 現在スクールバスについては、マイクロバスが5台とスクールバスが7台ございます。いつ故障するかというふうなところは想定はできませんけれども、故障なれば、すぐ対応しまして、通学に支障のないように対応していきたいというふうを考えてございます。

以上です。

**2番** となりますと、それは車屋さんとかに見てもらった状況ではなく、想定されるということでの計上で、なければならないということによろしいのでしょうか。

**教育課長** 議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

以上です。

**4番** 同じく36ページ、10の教育費3項の中学校費でございます。この中で中学校管理費、工事費で425万7,000円補正しております。この425万7,000円の内容をお聞きします。

**教育課長** 中学校管理事業の工事請負費の内容についてでございますけれども、こちらについては、中学校の厨房室、調理室のエアコンが7月に壊れてしまいまして、こちらに係る更新工事の費用となっております。

以上です。

**4番** ただいま、エアコンというのがございました。これは何台、1台でしょうか。

**教育課長** 現在2台でございます。

以上です。

**議長** 町長よろしいですか。

**教育課長** 今回エアコンにかかる工事費がちょっと高額になってございますけれども、こちらについては、厨房で主に使われているというか、故障しづらいと、ちょっと調理室については油とかいろいろ使われますので、そちらに強いというふうなことで、ガスエアコンを選定しております。

以上です。

**3番** 28、すみません、28、29ページの第6款農業、農林水産費の林業振興費ですか。この中で右側、29ページですけれども、紅葉、紅葉ですね、紅葉の森整備事業の中で紅葉植栽環境整備委託料というふうなところありますけれども、この紅葉の森整備事業について説明をお願いしたいと思います。

**農業振興課長** ただいまの件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、ひだまりの第2分譲地の日当たりが悪かったということもありまし

て、そこを改善するために、山のほうを、山林を伐採いたしました。南側の部分を伐採したんですけれども、その跡地において、紅葉を植栽し、景観と、あと住民が山崩れ、土砂崩れが起きるんじゃないかという不安も一部あるようございまして、そちらを解消するために紅葉を植えているんですけれども、町制施行70周年記念事業の一つとして、ヤマモミジを植栽するというふうな計画になってございます。

**3番** 内容は分かりました。

これ、植える面積といいますか、本数といいますかですけれども、その辺、分かれば教えていただきたいと思います。

**農業振興課長** 面積、まず場所についてですが、斜面の伐採跡地のうち、まず手始めに、旧舟小の学校林、町有地でございます。そちらの約3,000平米のうち、まず10本ほど、今年度は、数的には多くはないんですが、手始めに植栽したいというふうな計画になってございます。

**議長** ほかにございせんか。

**2番** ページが36、37の、10の1、10の3の1、中学校管理費、先ほどのエアコンでありますけれども、今日から中学校のほうで普通の調理に戻ったようでありますけれども、壊れたときから小学校のほうで中学校の調理をしていたと思いますけれども、その中でちょっと2日間だけ弁当になったようなんですけれども、その理由というのは、どういうふうな形で弁当になったのか教えてください。

**教育課長** 中学校の給食が弁当になった理由についてお答えいたします。

経過を申し上げますと、壊れたのが7月の下旬でございまして、それで早急にやはり給食を止めることは避けたいということで、早急に対応させていただいたところです。

それで、9月の1日、土、日ですね、そのときに業者さんのほうになるべく早い対応ということでお願いをしまして、土、日に大きい工事のほうは行っていただきました。その引き続きということで9月2日、3日ですね、その日、どうしても厨房内で工事が必要だということで、その日2日間だけ休食ということでお願いをしたというふうな経過でございます。

以上です。

**2番** ちょっと内容的なもの分からないのですけれども、小学校で処理したものを中学校で調理していたのか。それとも、小学校の、中学校のものも小学校で調理していたのか。その辺、例えば中学校で調理したのであれば、その2日間だけ、厨房の中するからできなくなったということは分かるんですけれども、それであればいいんですが、そのような形だったんでしょうか。

**教育課長** すみません、説明不足で申し訳ございませんが、実際壊れていた期間については、小学校のほうで共同調理をしておりました。その共同調理の内容は、あくまでおかずのほうの共同調理はしておりました。中学校のほうではご飯については中学校のほうで作っておま

した。ただししかしながら、9月2日、3日の工事期間中については、そこも、小学校のほうでご飯、共同調理できないかというふうなことも考えたんですが、ご飯までを共同調理というだけの規模ではないということで、致し方なく、9月2日、3日の2日間だけは休食対応というようなことでお願いをしたところでございます。弁当対応でというようなことでお願いをしたところでございます。

以上です。

**議長** よろしいですか。

**2番** はい、分かりました。やはりこう弁当になったことによって、結構父兄の方が大変だという声もあったので、可能な限り、できる範囲で給食にさせていただければなと思ったんですけども、そういう理由であれば、仕方ないです。ありがとうございます。

**議長** 1番、伊藤議員、いいの。さっき手を挙げたから。

**5番** すみません。26ページ、27ページ、4款1目の18か、13か、18だな。带状疱疹予防接種事業とありますけれども、これ带状疱疹って、これは、新しくまずかかる人のための予防接種という意味合いなんでしょうか。

**健康福祉課長** 新しくというか、1回なった人も2回なる可能性はあるので、そういう方も対象にはしております。

**5番** 大変申し訳なかった。私が聞いたかったのはそこだったんですよ、1回なっても、完治しているわけですけども、また再発するおそれがあるものに対して、この予防接種は有効だという考えでよろしいでしょうか。

**健康福祉課長** 50歳以上の方のみになりますけれども、回数、なったならないの既往歴は関係なく受けていただきたいと思います。

**町長** すみません、また補足させていただきます。

今回補正したのは、当初予算でも带状疱疹の予算はつけたんですが、意外と人気がございますして、予算不足になるおそれがあるというところで、20万円を追加させていただいたところでございます。

**5番** なぜ私こんな質問をしたかという、私もかかったことあるんですよ、1回。入院したこともあります。そういう意味で、やはりまたなるおそれがあるんだったら、この予防接種を受けたほうがいいのかと思って、質問させていただきました。ありがとうございました。

**議長** ほかにございませんか。

**1番** 22から23ページ、第3款民生費5目福祉の町推進事業費の映画上映会チケット代補助金、この内容をお願いします。

**健康福祉課長** これにつきましては、11月30日にオレンジランプという映画上映を予定しております。内容については、若年性アルツハイマーにかかった方の実際の体験から、体験を基に

した映画でございます。その上映に当たりまして、上映については業者委託になるんですけども、チケット売ったときに、チケットで売って入場するんですが、当日券1,500円なんです。それを町補助として500円補助して1,000円で大人は見られるということと、小・中・高生については800円のところ300円補助して500円で見られるというようにした場合の差額について、ここに補助金として、補助金、補助金として計上しているところでございます。

**1番** 内容的にどういう。

**健康福祉課長** 39歳のお父さんが認知症になった実体験を基に、家族で認知症を勉強しながら生活していくというものでございます。実際、隣の宮城県の方の体験を基に映画化が成ったものでございます。

**議長** ほかにございませんか。

**4番** すみません。ただいまの関連で、お願いします。このチケット代の補助なんですけれども、その補助するしないの何だ、その選定基準とかっていうのはあるんですか。分かりますか。

**健康福祉課長** 答えが間違っていたらすみませんが、基準というのはいりません。市町村によってまちまちでございます。今、テレビCMでいろんな市町村、この映画やっているのを知っていますけれども、ちょっと聞いたところによれば、こういった補助をするという事例はないということでした。舟形町が初めて、そのチケット代を補助するという事例だそうです。基準はなくて、ないところです。

**議長** ほかにございませんか。

**7番** 20ページ、21ページのふるさとづくり応援事業の中でのふるさと便購入費、7,500万。この金額よりも、ふるさと納税制度というのは、寄附額の3割を返礼品に充てて、もろもろの経費を差し引いて50%は残しなさいというふうな制度かなというふうには私は理解しているんですけども、昨今の米の値上がりによって、今後米が上がった場合、返礼する米の量といえますか、この辺についてどのような対応を考えているのか、お聞きしたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** こちらのふるさと便購入費につきましては、歳入のほうの目標値というのは、先ほど申し上げた4億5,000万にしているんですけども、一応歳出でちょっと不足するということがないように、歳出については5億5,000万円まで、対応できる予算とさせていただいております。

それから米が上がった場合にどうするのかというご質問なんですけども、そちらにつきましては、寄附額、例えば今1万円を出しているものであれば、例えば1万3,000円に寄附額を上げるなど、そういった対応を考えております。

**7番** そうしますと、米の量は変えないで、寄附額を増やしていただくというふうなことでの対応ということは分かりました。

先ほど冒頭で私が言った、給付額の3割、最終的な残りが5割、この辺については間違っ

いないのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** 議員さんのほうのお考えで間違いないかと思ひます。

実際に、例えば、送料が結構高い商品というようなものについては、5割を超えてはいけないので、その返礼割合というもの、返礼品ですね、そちらのほうの割合を減らしたりして調整もしております。例えば1万円の寄附であれば、3,000円までの商品を送っていいんですけども、送料とか、先ほど町長が申しあげましたポータルサイトの手数料、そういったもろもろのものを勘案しまして、その返礼品を例えば3,000円じゃなくて2,500円に抑えるとか、そういった調整も行っているところです。

**議長** ほかにございませんか。

**3番** 先ほど小国議員から質問あったんですけども、28、29ページ。6の1の5の畜産業費です。先ほど指示、子実用トウモロコシの作付ということで、2か所で2名の方というふうな回答ありましたけれども、これの作付面積ですけれども、教えていただきたいと思ひます。

**農業振興課長** 2人合わせまして、4.3ヘクタール、4.4ヘクタールほどでございます。

**3番** 4.4ヘクタールということで、面積ですけれども、これの収穫用の機械、コーンハーベスターなのかどうかちょっとあれですけれども、この2名の方はそういうふうな収穫用の機械は持ち合わせているのか、お聞きしたいと思ひます。

**農業振興課長** 2名の方のうち1名がその機械を持ってございます。機械については、通称汎用コンバインと言われる、普通型のそば刈りとかをするコンバインに、コーンヘッダーという、トウモロコシの収穫用の先をつけまして収穫するというふうな形になってございます。

**3番** これは当然生のやつですので、畜産ということで、畜産、牛屋さんに行くと思うんですけども、これはどこの牛屋さん、農家さんに行くのか、分かっていたら教えていただきたいと思ひます。

**農業振興課長** 町内の畜産農家さんのほうに今年度は行く予定となっております。

**議長** ほかにございませんか。

**1番** 18、19ページ、歳出の第2款総務費10目の総合行政システム事業のシステム改修委託料、347万6,000円の改修の内容をお願いします。

**デジタルファースト推進室長** こちらのシステム改修委託料、347万6,000円の内容については、ネットワーク機器、L3スイッチというネットワーク機器の更新設定業務となります。

以上です。

**議長** よろしいですか。

**1番** もう少し具体的に、どういふ。詳しく。

**デジタルファースト推進室長** 詳しい内容等をご説明させていただきます。

L3スイッチとは、本庁舎や、各支所のインターネット系のシステムであったり、基幹系の

システム、またL GWAN系、電話など、全てのネットワーク機器の通信の根幹となる装置であります。町の電算室のほうにその機器が設置されております。

そのL 3スイッチにつきましては、製造年月日が2台ございまして、平成30年度に導入したものと、平成25年度に導入したものと、2台ございます。1つをメインにしてもう1つを予備機というふうな運用としております。こちらの耐用年数なんですけれども、基本的には5年ほどというふうになっております。したがって、両方とも耐用年数を過ぎているという状況でございます。

今回補正で上げたというところが、今年4月にメインの機器が故障しまして、役場本庁舎、支所の全てのネットワークが使えなくなる現象が起きました。その復旧作業に4時間ほど要したというところがございます。幸い閉庁時間であったために、住民への影響がございましたが、復旧時間を短縮するという対策は急務であるということから、今回スタック技術という、専門的な用語なんですけど、片方の機械が故障したときに、迅速に予備機に切替えられるような技術を取り入れて機器を更新するといったものでございます。

以上です。

- 1番** 導入からの認識からすれば相当長く使った、使用したということになるわけですが、今後もやっぱり5年程度で更新というのは考えていかなければならないものなのか、その辺はどうでしょうか。

**デジタルファースト推進室長** 議員おっしゃるとおり、やはり耐用、機器類につきましては約5年間がやはり基本というふうになりますので、それを過ぎるといつ壊れてもおかしくないという状況になりますので、定期的な更新が必要かと思えます。

以上です。

**議長** ほかにございませんか。

- 3番** 18、19ページ。2の1の1一般管理費の5番の災害補償費、これも全協の中でほかの議員さんから質問あったんですけども、負傷したというふうな、職員さんが負傷したというふうなことの説明だったんですけども、やはりちょっと私、ちょっと全協のときにもちょっと思っていたんですけども、4月にも災害、災害といいますか負傷が発生しまして、上期の中で2件、今現在発生しているようです。やはり再発防止策というところでもう少し詰めていかないと、ちょっとこの先、怖いのかなと思っていますけれども、その辺の考え方を聞きしたいと思います。

**総務課長** 最初の事故が起きて、その後、安全衛生委員会のほうで協議をして、職場周りの整理ですとか、通路の確保といったところを点検、整理するというようなことを周知しております。その後またもう1件起きてしまったわけなんですけども、やはりなかなかその整理の状況が進まなかったというところも一つの原因ではありますけれども、あともう一つの原因と

いいですか、もう一つ、もう1点としてはやはり職員の体調等も若干影響があったかなというような点も考えられましたので、それぞれの職員についても、体調管理、それからふだんの健康診断等の受診等も含めて、健康面での元気な状態で働けるような部分、それから併せて職場環境の整備による、そういった、不慮のつまずきとかが出ないような、物理的な環境整備といったものを併せて指導しながら、今後、こういった事故が起きないように、なお、職員のほうに、それから職場環境の整備と併せて周知していきたいというふうに思っております。

**3番** 安全衛生委員会というふうな説明あったんですけども、これは何名の方で定期的に行われているのか、教えていただきたいと思っております。

**総務課長** 手元にちょっとその資料がございまして、人数のほうは、たしか7名程度だったと思うんですけども、各課の代表や、あと、組合代表等が入った構成になります。毎年こちらでも2回程度開催しておりますけれども、案件がある場合には、開催、その都度開催するということがありますので、必要に応じて実施しているという状況でございます。

**3番** 安全衛生委員会が年2回というところで私は少ないのかなと思っております。こういうふうな事案が続いたときには、少し回数を増やして、していかなければならないのかなと思っております。あと整理という言葉もさっきあったんですけども、整理だけではなくて、整理・整頓・清掃・清潔・しつけというふうな、一般的に5Sって言われていますけれども、その辺ももう少し詰めていかないと、また再発というところが心配されますので、ぜひ、安全衛生委員会の中でですけども、そういうふうな検討もぜひお願いしたいと思います。

**議長** ほかにございませんか。

**2番** ページが22、23の3款1項5目の、先ほどの映画チケット補助の件でありますけれども、その補助に対する何か条件というのはないという話でしたけれども、先日違う映画のほうでちょっと他町村のほうから、医師の中村医師のアフガニスタンとパキスタンの「荒野に希望の灯をともし」という映画を舟形町で上映できないかって相談受けたんですけども、ちょっと場所的にちょっと映画を見る環境のホールはないというふうに答えました。それが町に来たのか分かりませんが、そういう観点から映画を見る環境じゃない場所なので、そのお金、普通の金額取れないなあという基準で補助を出しているのか、やはりこう映画というやっぱりホールとかで他町村は上映しますけれども、そういう環境が整っていないような感じしますので、そういうもので、例えば、みんなに見てほしいから、ちょっとそういう環境じゃない場所で見るとかちょっと補助出すとかっていう考えなのか、ちょっとその辺、分かればお願いします。

**健康福祉課長** この映画上映に当たって、上映する業者の方にも会場を見ていただいて、支障ないということでしたので、何だ、ホールの物理的に見づらくとか、そういうわけでした

わけではなくて、実行委員会を今後組織してこの映画上映に対しての準備をしていくんですけども、その前段で、人選に当たって、その方々に、こういう映画したいといったときに、やはり皆さん、多くの皆さんから見てほしいといったときに、やはり1,000円ぽっきり、500円ぽっきりとしてもらったほうが、精算するにも何にしても、人を集めるにしてもいいという意見がございましたので、そういう金額設定としておるところでございます。

**教育長** 中村 哲さんのっていう話で、今回補正、生涯学習のほうでも同じように上げています。やっぱり同じような補助の考え方でやっています。ぜひ多くの皆さんから見ていただきたいという思いを込めての補助というふうにご理解いただければというふうに思います。

**2番** そうすると、生涯学習センターの映画チケットというのが、荒野のあれなんですか。分かりました。ありがとうございます。上映していただいてありがとうございます。

**議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第52号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

**議長** 日程第3 議案第52号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**1番** 50から51ページ、歳入ですけども、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の2目、社会保障・税番号制度システム整備補助金でありますけれども、この内容をお願いします。

**健康福祉課長** これについては、マイナンバーカードを利用した保険証利用者の登録及び解除に伴うシステム改修、システム整備に対する補助金100%でございます。

以上です。

**1番** そうすると今まではマイナンバーカードを登録とかしていたんですが、その間なかったっ

ということなんですか。保険証は今まで登録、なっていたんじゃないですか。

**健康福祉課長** 登録した方については、マイナンバーカードを利用して医療機関にかかっているという状況でしたが、我々のほうで、どの方がひもづけなっているとか、なっていないとかは把握できないところでした。さらに、12月2日以降保険証が使えるなくなるという際に、資格証明書というものを発行するに当たって、その情報が必要になる。その連携をするためのシステム改修という中身でございます。

**議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第53号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号) について

**議長** 日程第4 議案第53号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号) についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政担当課長補佐** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第54号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第4号）について**

**議長** 日程第5 議案第54号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**8番** 70、71ページですけれども、実施計画の収益的支出、収入及び支出の欄を見ますと、先ほど説明あったように工事負担金の1,000万円の減、それから改良費の980万円減というふうになっている、910万円の減となっていますけれども、これは間違っていたら訂正をお願いしたいんですが、基盤整備絡みの水道管移設工事だと思うんです。要するに、私が理解、何ていうか考えているのは、町で行うべき工事を県なりでやると。そういうふうになったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

**地域整備課長** 八楸議員ご指摘のとおりであります。

補足しますと、沖の原の農地整備に支障となる水道管、整備の田んぼの中に水道管が入っておりまして、その移設工事について、当初町で工事を行う予定でしたが、県で工事するということになりましたので、町で工事する分、支出1,650万、さらに移設補償費として県から入る収入の分1,000万を差し引きまして、それに代えて、県工事に対する負担金740万円を計上したところです。

現在の予定では、水道の移設工事の位置の変更もありまして、移設に係る工事は大体2,000万ほどで、2,000万ほどで見込んでおりまして、そのうち740万を町が負担する形であります。以上です。

**8番** 確認をしますけれども、当初の契約どおりの、まず、若干位置のずれはあるということですが、工事はやると。ただ町では740万円の負担金で、あとは県のほうで事業をやると。そういうことでよろしいんですか。

**地域整備課長** 議員おっしゃるとおりでございます。

**議長** よろしいですか。ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第55号 令和6年度舟形町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議長 日程第6 議案第55号 令和6年度舟形町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第56号 災害による被害者に対する町税の特例に関する条例の設定について

議長 日程第7 議案第56号 災害による被害者に対する町税の特例に関する条例の設定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第57号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第8 議案第57号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合格約の一部変更について

議長 日程第9 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 これ、副管理者を置くとありますけれども、これパワハラ問題が起因してこのような状況になっているのか、お聞かせください。

町長 それではございません。先ほど総務課長が申し上げましたとおり、現在、〇〇〇〇〇〇さんがいらっしゃいますが、今年、今年で定年というふうなところもございまして、その次の方といいますと、まだ業務主査であったり、主査クラスというふうなところもございまして、いきなり事務局長にというふうなことは選定できないのではないかと。そうした場合に、自治法改正されまして定年延長の関係がございまして。各市町村並びに県というふうな視野幅広くその事務局長に充てようとした場合にですね、今の制度の中では置けないというふうなことでありますので、副管理者というものを置いて、事務局長と選任をしながら、併任をしながら、対応するための措置というふうなことでありまして、あくまでやはり事務的に自治法上、問題ないような形で制度改正をするものでございまして。

5番 今町長の説明で分かりますけれども、やはり、パワハラ問題がかなりクローズアップされておりますので、それが原因なのかと私なりに思っただけでありますけれども、事務的なことだということですので、了解しました。

**町長** 直接的には関係ないんですが、今第三者委員会をお願いをしています。そこで調査をする中で、今苦情処理委員会等もう現在広域の中であるんですが、新たなやはり苦情処理を受ける、そういったものをつくらなければいけないというような答申も多分出てくるのではないかというふうに思います。

そうした中で、現在と同じ組織では駄目だというふうなところで、逆に言うと副管理者がその高い位置についていただくことで、そういったそのパワハラ問題であったりというふうなことについても、新たな組織をつくったときに、ちょっと期待できるかなというふうな思いも少しはございます。

**議長** ほかにございませんか。

**1 番** 12時も回りましたんで、質疑ありますので、午後からということではできないでしょうか。

ちょっといろいろ聞きたいことあるものですから、ちょっと時間、12時回りましたので。

**議長** ほかに質問ある方おりますか。

質問ある方が数人いらっしゃるということでございますので、提案ありましたように、ここで午後1時まで休憩としたいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

**1 番** この事案につきましては、私も新庄市の議員の方、それから最上町、大蔵村の議員の方とちょっと情報交換したんですが、やっぱり説明が足りないっていうか、広域議会の中でも説明がされてないというような、そういうようなことあって、町村によっては資料配付だけで終わっているというような状況があるということでもあります。大変困惑しているような状況ありますので、もっと説明をしてからの提案にすべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**町長** 先日、最上の町長さんから電話が来て、大変議会から怒られたという話で、理事会で9月の定例会に上げるというふうなことを理事会で決定したんだっけかっていう話だったんですが、8月の理事会でそのように上げましょうというふうなことで、理事会で決定していたべやと。それをちゃんと、私のほうは全協でも説明しましたし、そういったことをするというふうなことをやっぱり説明しないと駄目なんじゃないんですかと。最上町さんの例は、情報交換されたということなんですが、一番の問題は、現在、今、〇〇〇〇〇〇さんがいらっしゃるんですが、定年延長しています。で、事務局長なっているんですが、60歳で役職定年な



それは違うのではないかというふうに思います。

ですから、我々が目指しているのは、立派な広域の議会としてしっかり独り立ちできるような、そういう事務局を目指しているというふうなところでございまして、そのために、現在新たな人材を登用するには、次の〇〇〇〇〇〇の次の世代というのが若過ぎるというふうなところがありますので、今回特例的に副管理者というふうなものを置くと。副管理者と事務局長と最上町あたりの話を聞きますと、二重に費用がかかるのではないかというふうな話もございましたが、そうではなくて、副管理者が置けば事務局長を兼任するわけですから、人件費等については増えないというふうなことだというふうに思います。そういったところをご理解いただいでですね、事務局長、広域の事務局をしっかりと立ち直らせなければならぬという思いでありますので、私はぜひこの案について、舟形町として賛成していただいで、広域の事務局がしっかりとしたものになっていただくことを心よりお願いするところでございます。

**1番** 現在の事務局長が退任されて、その後任としては現在いる職員では若過ぎるっていうかそういう話だったんですが、しかし現在は新庄市さんから課長級の職員が、総務課長として配置、2年交代ですか、2年ごとに来ているっていう話も、出向か派遣か分かりませんが、以前は事務局長としての職もあったというようなことを聞いておりますし、新庄市さんをお願いして、事務局長ということで、その方をお願いすることはできないものかというふうに思いますが。いろんな課題もあると思いますが、管理者もいるわけですし、その体制でできないのかなという感じはしています。そしてパワハラとかいろんな問題起きたことも分かりますけれども、やっぱりそれらについては、まず、それらの真相究明といいますか、そういうものはっきりして、そして体制を整えれば、現体制でも間に合うんでないか、現体制でできるのではないかというふうに思いますけれども、そのことについてはどうでしょうか。

**町長** 全て新庄市さんに事務局長をお願いするなどということについては、8市町村で構成している構成団体としては、お願いするというふうなことはできないというふうに思います。やはり、新庄市さんの人事的な問題もございまして、8市町村がそれぞれ責任を持った形での体制づくりというのが必要だというふうに思いますし、そのパワハラ問題とつけられますけれども、パワハラ問題以外の、しっかりとした体制づくりをしないと、今は駄目な状況だと思えます。伊藤議員は、広域の議会を、広域の業務等について、どこまでご存じか分かりませんが、今早々にやらないとですね、これはもうかなり立ち行かなくなるものだというふうに私は感じております。

したがって、私を含め複数の理事者も、同様にそういう考え方の中で進んでいるんだろうというふうに思います。

1番 そうしますと、これまで新庄市さんから課長級の職員派遣なり出向というか、その方が来ないというようなことになるわけですか。

町長 来ないというふうなことではないんですが、出せるか出せないかというのはその都度都度、各自治体での判断になるかというふうに思います。ですから、できれば、新庄市さんの行政経験の豊富な方を総務課長であったり事務局長で出していただければいいんですが、必ずしもそうならない。どこの自治体についても、三位一体の改革で人員削減の方向で来ているところであります。やはりどうしても人材不足というのは各自治体である事実でございますので、そうそう優秀な人を広域の事務局に出せるというふうなことにはならないんだろうというふうに思いますので、まずは、いろんなところから情報を持って予断をとといいますか、先入観を持っておられるのかもしれませんが、まず、実際の話としてこういう実態でございますので、そういったところを理解していただいてですね、ぜひ賛成いただければというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

7番 森町長の説明で新たな費用は増えないというところは理解をしましたが、このたび、事務局長でなく副管理者を置かなきゃならないというふうなところはちょっと理解できないので、もう少し答弁をお願いしたいと思います。

町長 これはですね、公務員の定年延長等に関係するということでございます、ちょっと詳しくという部分については、そこまで詳しくはないんですが、例えば、舟形町で個人名を申し上げますと、沼澤伸一課長が今年60歳で、来年定年延長になるわけですが、その方を、例えば、事務局長に持っていく部分についてはいいんです。ただ、61、現在61歳で62歳になったときに、再任用とかそれぞれの制度がまだ65歳まで延ばす権利がございまして、その権利があるうちに、よその組織に回すということ自体が、現在の自治法の中ではできないというところでありました。

先ほど、いろんな今年の3月までにいろんな事例を検討したという中に、今回の副管理者ではなく、理事者によそから持ってきた場合については、それは可能だと、理事者であればいいというふうなところがあって、理事者というふうな案も理事会で検討しました。でも、理事者というのは、各市町村長の首長であるというふうなところで、首長と事務局長が同列の席でその理事会での賛成反対の権利を持つというのはおかしいだろうというふうなところで、その案がちょっと没になってしまいました。それで、しょうがなく現在の〇〇〇〇を定年、役職定年のところなんです、そこを特例で事務局長として定年延長しているというふうな状況になってしまったと。その間で、何かいい方法ないかというところを探した結果が、この副管理者というふうなところになったわけです。ただ、その副管理者という名前の問題もあってですね、理事会の中では大分もんだところ。管理者がいて、副管理者というふう

な名前で行くと、我々理事会よりも上なのではないかとか、それから、消防の事務局と消防部局があって、その上に副管理者がいると、消防の職員の命令が副管理者から行くような形になってしまうと。それでは駄目なんじゃないかというところで、そこは特例、消防業務に関しては消防長の業務だと、そこは副管理者の権限から外れるというところとかを整理した上で、今回、副管理者というところを設定したと。それでいけば、各市町村を定年した方の優秀な人、もしくは県のほうから定年した方を連れてくるというふうなことが可能になるということでありましたので、私としては、それはやむを得ないのではないかというふうな判断をして了承をしたところでありました。

**7番** そうしますと、ただいま町長の答弁を聞いていますと、副管理者と事務局長の業務内容は、同じというふうな理解でいいんですか。

**町長** 私もそのように認識しております。ただ、5番議員さんがおっしゃられたとおり、第三者委員会で、苦情処理であったり、そういったところの調整をする際に、今までは消防は消防の中であったり、事務局は事務局であったりするんですけども、そうではなくて、副管理者というのが今度それの上につきますから、恐らく第三者委員会の中で新たな制度が必要だというふうに言われたときには、副管理者の中の権限の中に、そういった職員、それぞれ消防であったり、事務局側のそういった苦情処理に対する対応をする委員会というのできるのかなというふうにちょっと期待をしているところです。そのことで、理事会とかへの風通しがよくなるというふうなところも、あるのかなというふうに思っているところでございます。

**7番** そうしますと、副管理者がいる限り、事務局長は置かないというふうな理解でいいんですね。

**町長** 私もそこまでちょっと制度のやつを見ていないんですが、少なくとも、副管理者と事務局長が2人存在するというのは、ないのではないかと。事務局長だけでいいのかどうか分かりませんが、副管理者兼事務局長になるのか、副管理者を置かず事務局長というふうになるのかは、その年齢とか、誰をするかによってちょっと違ってくるのかもしれないんですけども、ちょっとその制度の運用等については、もう少し中身を聞いてみないと分からないところではあるんですが、少なくとも先ほど言ったとおり、副管理者と事務局長が2人になるということはないのだろうというふうに思っています。

**8番** 今、7番議員からも質問あったわけですけども、今、町長は、特例として、早く言えば、今の局長の後任に適任者がいれば、こういう話にはならなかったのかなというふうに思うんです。そういう意味で、この一番ちょっと心配されるのは、今7番議員からもありましたけども、副管理者と局長は何ていうか、2人いるということはないということですけども、11条、組合に副管理者を置くというふうになっていますね。これが特例ということであれば、今そういう状態であるから、特例として、副管理者を置くと。であれば分かるんですけど、

ただ、置く、ですから、これ置かなければならないというふうになると思うんです。置くことができるっていうのであれば、やっぱり適任の事務局長が出てくればその事務局長でいいってなった場合に、その管理者は要らないというふうにできるのかという、その辺がちょっと心配なところなんです。そうなった場合には、先ほど、兼務ですから、人件費的にも、こんなに何ていうか、変わらないというか、特別に増えるものではないということですけども、そうした情勢を考えたときには、2人分の人件費が発生するのではないかというふうに外部から見れば心配するわけですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

**町長** すみません、休憩をちょっとお願いしたいと思います。副町長の例もございます。舟形町の条例の中で、副町長を置くというふうになっているのか、副町長を置くことができるってなっているのか、現在副町長いないわけですから、そこら辺ちょっと今、総務課のほうから調べてもらいますので、少々お待ちしていただきたいと思います。

**議長** ここで暫時休憩をいたします。

午後1時21分 休憩

---

午後3時05分 再開

**議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

**町長** 先ほどの議案第56号の答弁の中で、個人名を出してしまいました。大変申し訳なく思っており、58号、議案第58号の中で、個人名を出してしまったことをおわびを申し上げまして、削除をお願いしたいと思います。

**議長** ここで、本件に係る本日の質疑はここまでといたします。

---

#### 日程第10 議案第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

**議長** 日程第10 議案第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**健康福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

**議長** 本日の審議はここまでといたします。

明日、午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

午後3時09分 散会

令和6年9月6日（金曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和6年第3回舟形町議会定例会第3日目

令和6年9月6日（金）

---

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八  歙  太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	沼澤 伸 一	総務課財政係長	仲野 健 太
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛治 紀 邦	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健康福祉課長	沼澤 一 征	教 育 長	伊藤 幸 一
住民税務課長	豊岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	代表監査委員	齊藤 徹
地域整備課長	伊藤 秀 樹	監査事務局長	相馬 広 志

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬 広 志	事務補助員	大場 正 江
--------	--------	-------	--------

---

議事日程

日程第1	認定第1号	令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定 について
	認定第3号	令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
	認定第4号	令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につ

いて

認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

- 
- 日程第1 認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について**  
**認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**  
**認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**  
**認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について**

**議長** 日程第1 認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計議案を一括上程いたします。提案理由の説明を求めます。

**会計管理者** (朗読、説明省略)

**議長** ここで、監査委員より各会計の決算審査結果報告を齊藤代表監査委員より求めます。

**代表監査委員** それでは、令和5年度決算審査の意見を申し上げます。

なお、先ほどの会計管理者の説明及び昨日の報告第3号に係る総務課長の詳細な説明と多々重複する部分がございますので、簡便に申し上げたいと思います。

決算審査は、去る令和6年7月18日から7月24日までの審査日数4日間で実施いたしました。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定ほか4特別会計、水道事業会計及び財産に関する調書であります。

審査の結果でございますが、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の会計報告書の計数は正確であり、予算の執行及び会計経理事務につきましても、適正に処理されておりました。

ここに申し上げますと、一般会計は、歳入決算額は60億7,868万5,000円。歳出決算額は58億5,480万7,000円でありまして、2億2,387万8,000円の黒字であります。ここから繰越明許費4,979万円を減じ、実質収支額は1億7,408万8,000円の黒字であります。

特別会計につきましては、合計の歳入決算額は19億3,618万5,000円。歳出決算額は18億3,532万6,000円で、1億85万9,000円の黒字であります。また、5つの特別会計全てが黒字決算でありました。

水道事業会計につきましては、営業利益が8,001万2,000円の赤字。経常利益と当年度純利益が同額の10万1,000円の赤字決算となりました。しかし、令和4年度は1,474万1,000円の赤字でしたので、財政内容はかなり良化しております。ただし、その要因は減価償却費の減少と一般会計からの補助金の増加にあります。また、財産の取得、管理及び処分につきましても、総体として適正に執行されておりました。

次いで、健全化判断比率について申し上げます。

第一に、実質赤字比率ですが、一般会計の実質収支額は1億7,408万8,000円の黒字のため、比率なしとなっております。また、全ての会計を合算した数字であります連結実質赤字比率ですが、これも2億9,483万2,000円の黒字のため、マイナス10.26となり比率なしとなっております。

第二に、実質公債費比率ですが、算定比率は3か年の平均値となっております。令和3年、4年、5年の平均値は11.1%であります。これは早期健全化基準の比率が25.0%となっておりますので、基準内の比率であります。

第三に、将来負担費比率ですが、3年連続して比率なしであります。

これらから、当町の財政は健全であると認められます。

また、令和5年度も施策に対する成果が数多く見られました。

第一に、東北農林専門職大学総合プロジェクト事業があります。民間によるアパート建設等を実施し、学生用・教職員用全戸が満室となりました。この快挙は大学見学の意義をいち早く認識した施策と、各課から横断的に選任された職員チームの結束力、これが実を結んだものと思います。

第二に、デジタルファースト推進事業、国のデジタル田園都市国家構想に基づき、先進的な事業への果敢な挑戦とその成果を上げたいと思います。

第三に、山形県内35市町村の中でナンバーワンの成果であります。ふるさと納税の人口1人当たりの寄附額が3年連続して県内第1位、また、山形県市町村税の現年課税分が7年間県

内第1位、そして、国や県の農業用機械導入補助事業の採択率が4年連続100%等々であります。職員の皆さんの努力に対しまして、高く高く評価いたしたい、このように思います。

以上で、簡単でございますが決算資料の意見とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、令和5年度舟形町各会計決算審査意見書をご覧になっていただきたいと思っております。

**議長** ただいま上程されました7会計決算調書等の審査方法についてお諮りいたします。

認定第1号から認定第7号まで、計7議案を審議するため、委員会条例第5条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設置し審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、全議員10名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。ただいま指名した全議員10名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで決算審査特別委員会の正副委員長の互選のため、決算審査特別委員会を招集いたします。ここで暫時休憩をいたします。議員控室にご集合ください。

午前10時43分 休憩

---

午前10時49分 再開

**議長** 休憩前に復し再開いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告願います。

**8番** それでは私から報告をいたします。

特別委員会正副委員長の互選の結果、決算審査特別委員会で慎重審議をした結果、委員長に荒澤広光委員、副委員長に伊藤欽一委員とすることに決定をいたしました。以上、報告を終わります。

**議長** ただいま報告がありましたように、決算審査特別委員会委員長に荒澤広光委員、副委員長に伊藤欽一委員が選任されました。決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

これより決算審査特別委員会に入りますので、本会議を9月10日まで休会することにいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、本会議を9月10日まで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時51分 散会

令和6年9月11日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第8日目）

令和6年第3回舟形町議会定例会第8日目

令和6年9月11日（水）

---

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会計管理者 伊 藤 茂 樹	総務課財政係長	仲 野 健 太
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼 澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長 鍛 冶 紀 邦	教 育 課 長	豊 岡 将 志
住民税務課長 沼 澤 一 征	代表監査委員	齊 藤 徹
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	監査事務局長	相 馬 広 志
地域整備課長 伊 藤 秀 樹		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相 馬 広 志	事務補助員 大 場 正 江
----------------	---------------

---

議事日程

日程第1	認定第 1号	令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 2号	令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算 認定について
	認定第 3号	令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
	認定第 4号	令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認

定について

認定第 5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

日程第2 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について

追加日程第1 発議第1号 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に対する付帯決議

日程第3 議案第60号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第4 議案第61号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第6 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時22分 再開

議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

- 
- 日程第1 認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第1 認定第1号 令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

荒澤広光決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員長 令和6年9月11日 舟形町議会議長殿。決算審査特別委員会委員長 荒澤広光。

決算審査特別委員会審査報告書。

令和6年9月定例会において9月6日に本委員会を設置し付託されました、令和5年度舟形町一般会計歳入歳出決算、令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度舟形町水道事業会計決

算、以上7会計の決算認定について、9月6日から10日まで（3日間）、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。以上です。

**議長** ただいまの委員長報告について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決いたします。認定第1号から認定第7号までの7議案について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**議長** 起立多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更について

**議長** 日程第2 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。

これより質疑を再開いたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

2名の方がいらっしゃいますので、次第整理のため暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時28分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

それでは、まず、原案に反対の発言を許可いたします。

**1番** それでは、私から、最上広域市町村圏事務組合の規約変更議案について反対の討論を行います。

この規約変更については、新聞報道もありまして町民の関心も高く、問合せ等もあり、採択を延期して議論を深める舟形町議会の対応に賛成の声が多くありました。新庄・最上地域は人口減少の中で予算の多くを地方交付税に頼っているところに直視し、行政のスリム化を今

推進しなければならない時期に、新たに副管理者として厚遇の特別職を配置することは、住民の理解が得られず、後世に禍根を残すことにならないのか危惧しております。現行の組織に事務局長が配置されており、その中で改革は可能であり、副管理者設置の必要性は感じられず、規約変更には反対いたします。

主な反対理由として四つありまして、一つは、県内には最上地方より人口規模が大きい米沢には置賜広域事務組合、酒田には酒田地区広域組合、寒河江には西村山広域事務組合、長井には置賜行政組合など類似の消防等広域組合があります。副管理者を置かないで正常に機能していると聞いております。

二つ目、組織ガバナンス強化のためとはいえ、現組織の刷新の取組が伝わらず、副管理者の設置が選考ありきの感があり、設置しても改善できるか不明であります。その前に、まず現行の組織で課題解決が先行であると考えます。

三つ目、この重要な案件について最上広域理事会での決定事項とはいえ、事前に最上広域議員にも説明がなく、各市町村での規約変更の提案は最上広域議会軽視と思われまます。

四つ目、現在工事中の最上広域消防新庁舎の建設費は、税込みおよそ40億円と見込んでいるようですが、完成後には市債、基金等を精査し、各市町村に新たに事務負担金の請求も予想されます。加えて副管理者配置となれば、特別職待遇などによりかかる経費は現在の事務局長体制より経費の増額が見込まれます。その分含めて、年々各市町村の事務分担金が増額になることが予想されます。

私は、これらの理由により、まず現行の組織の中でスピード感を持って改革を推進すべきであり、新たに副管理者を設置する規約変更には反対します。

皆さんの賛同をお願いいたします。以上です。

**議長** 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

**3番 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、賛成の立場で討論を行います。**

最上広域市町村事務組合の主な業務として、消防及び救急業務、ごみリサイクル処理、し尿処理、へい獣処理、教育研究センター、広域交流拠点施設などの多岐にわたる業務を担っていただいておりますが、最近では、新聞・テレビなどで最上広域に関する情報が度々報道されております。

森町長からは、議案内容について丁寧な説明がありましたが、同組合組織内に何らかの問題があるのではないかと説明を受けて感じました。私は報道を見聞きし、大変残念に思います。しかし、毎日その組織の中で働く職員の方は、さぞ苦痛なのではないでしょうか。特に、私たちの生活に直結するごみ処理業務、近年、自然災害が頻発し、私たちの財産や命を守る消防業務に当たる職員の皆さんには、的確かつ迅速な業務をお願いしなければなりません。働

く職場が快適でなければ、業務にも影響を与えかねないと思います。最上広域市町村事務組合の組織、職場の何が問題なのか早急に究明を行っていただき、快適な職場環境を取り戻すためにも、他の役職と兼務の副管理者を暫定的に置くことに賛成をいたします。以上です。

**議長** ほかに反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

**8番** ここで動議を提出いたします。

ただいま可決されました議案第58号について、附帯事項を付す議員発議を提出しますので、日程に追加をし、審議することを望みます。

**議長** ただいま八楯議員から附帯決議についての動議がありましたが、ほかに賛成の方はありますか、賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 賛成多数でありますので、動議を受理いたしたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。議員控室にて全協を開きます。

午前10時38分 休憩

---

午前10時52分 再開

**議長** それでは休憩前に復し、会議を再開いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました発議第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、よって、本日の日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

---

**追加日程第1 発議第1号 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に対する付帯決議**

**議長** 追加日程第1 発議第1号 議案第58号 最上広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に対する付帯決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

**8番** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### **日程第3 議案第60号 舟形町教育委員会委員の任命について**

**議長** 日程第3 議案第60号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### **日程第4 議案第61号 舟形町教育委員会委員の任命について**

**議長** 日程第4 議案第61号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第5 閉会中の所管事務調査報告

**議長** 日程第5 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

石山和春総務文教常任委員長より報告を求めます。

**総務文教常任委員長** 令和6年9月11日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 石山和春。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 期日 令和6年8月1日(木)

2. 調査内容

○教育課

(1) B&G海洋センターの老朽化に伴う今後の予定について

#### ①施設概要

ア、舟形町B&G海洋センター

建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート

建築年 昭和56年(経過年数43年)

法定耐用年数 50年(満期は令和13年)

主な改修等履歴 平成17年度大規模改修2,200万円うち330万円が財団助成  
平成29年度男女トイレ一部洋式化97万2,000円。

イ、舟形町B&G海洋センタープール

建物構造 鉄筋コンクリート

建築年 昭和57年(経過年数42年)

法定耐用年数 50年(満期は令和14年)

主な改修履歴 平成17年度大規模改修500万円うち120万円財団助成。

②舟形町B & G海洋センター運営実績とB & G財団修繕除染助成について

ア、助成率上限70%以内（内訳）特A最大助成率60%以内、加算分10%

イ、助成限度額、令和6年現在、体育館累計最大3,000万円（平成17年助成）

330万円、残2,670万円。プール累計最大3,000万円、うち平成17年助成120万円、残2,880万円。

ウ、15年連続特A評価優遇について

1センター1回に限り大規模改修を実施する場合に、優遇措置として5,000万円の助成支援が受けられる。舟形町の評価は12年連続特A評価で継続中。

③舟形町B & G海洋センターの今後の予定について

15年連続特A評価での優遇措置助成事業の活用を見据え、舟形中学校の移転と併せB & G海洋センター施設の改修と、現舟形中学校の利活用も含め、町民ニーズと時代に合ったまちスポーツ施設の拠点として総合的に検討していく。

④現地視察舟形町B & G海洋センターの利用状況について確認

⑤所感

12年連続で特A評価され、15年連続特A評価まで継続して優遇措置を受けられるように今後も取り組んでいただきたい。耐用年数に応じて改修工事も必要になるが、中学校の移転と併せて施設の利活用については地権者としっかり意見交換をし、負担軽減に着手していくことが重要である。

(2) ほほえみ保育園の運営方針（未満児保育も含む）について

①舟形ほほえみ保育園の沿革

ア、平成20年4月町統合保育所開園

イ、平成29年4月保育業務を町社会福祉協議会に委託（公設民営）

②ほほえみ保育園の保育方針

ア、保育理念

賢く元気で思いやりのある子供。知・徳・体が調和し、ともに生きる力を持った子供。

イ、目指す子供像

舟形町学校教育指導の重点「ビーナスプラン」を参考

③遊びを通して目指す知育教育の設定について（新規方針）

このたび、ほほえみ保育園において年少児・年中児・年長児の終わりまでに育みたい基礎的な知育目標を設定。なお、このことについては保・小連携により、

小学校と情報を共有しながら適切に進めている。

④所感

今の時代は多様性が求められています。幼児教育は人間形成の基礎を培う役割を担っており、幼児期の遊びは学びの原点である考えの下に取り組むことは、大変評価いたします。今後成長していく子供たちの未来に期待する。

以上になります。

**議長** ただいまの総務文教常任委員長の所管事務調査報告書について質疑を求めます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、奥山謙三産業振興常任委員長より報告を求めます。

**産業振興常任委員長** 令和6年9月11日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和6年6月27日(木)

2. 調査内容 令和6年度 所管各課の主要事業

○まちづくり課

(1) 舟形町総合発展計画策定事業について

①舟形町総合発展計画(工期短期アクションプラン策定)

ア、前期短期アクションプランの検証

イ、後期短期アクションプランの策定体制及び策定委員策定年間スケジュール

(2) 住民主体の地域づくり支援事業について

①地域運営組織の設立支援と活動の推進

②共助による地域課題解決に向けた支援

③各地区において進め方を決定し、次期地区ビジョンの検討を進めていく

(3) 公共交通事業（デマンド型乗り合いタクシーについて）

- ①予約システム使用料、運行補助金、令和6年度実績の推移（町内便町外便の令和5年度対比）

○地域整備課

(1) 東北農林専門職大学総合プロジェクト事業について

- ①用地整備工事進捗状況  
②交流施設整備工事（空き家リノベーション）  
③今年度の具体的な事業計画

(2) 地域強靱化対策事業について

- ①長尾橋橋梁補修工事内容  
②町道折渡桧原線雪崩対策工事内容  
③ICTシステムの活用による効率的な除排雪稼働管理事務作業の軽減内容

(3) 町道福寿野岡野場線道路改修工事について

- ①事業の進捗状況及び令和6年度の計画及び以降の計画

○農業振興課

(1) 鳥獣被害対策事業について

- ①令和5年度農作物被害状況  
②令和6年度鳥獣被害防止総合対策交付金  
③山形県鳥獣被害対策推進事業  
④山形県弾薬購入経費支援事業  
⑤舟形町新規狩猟免許取得等支援事業  
⑥舟形町鳥獣被害防止総合対策補助金

(2) まんさくの組織運営状況について（説明後、まんさくにて現地調査を実施）

- ①組織の概要・体制・会員数  
②販売業務の体制  
③オープンからの来客数及び販売額  
④補助金の使途  
⑤改修、修繕工事の状況  
⑥今後の運営計画

3. 今後の進め方

所管する各課が説明した主要事業については、9月末頃に主要事業の進捗状況、年度末（2月末頃）には「主要事業の成果」について説明を受けます。

各課の主要事業については、年間を通した所管事務調査を行っていきます。

(1) まちづくり課

①短期アクションプラン前期で目標未達項目について、後期は目標達成に向けた見直しプランの策定が必要である。

②町民の足の確保については、デマンド型タクシーにとらわれず、公共の移動手段の確保の検討が必要である。

(2) 地域整備課

①令和5年度に完成した1号棟を視察したが、雪対策等での指摘改善内容が、今後建設されるアパートに織り込まれているのか確認する必要がある。

(3) 農業振興課

①新たに開店した産直まんさくは、お客様目線を重視した経営の取組、早期の安定化、黒字化が課題である。

以上です。よろしく願いいたします。

**議長** ただいまの産業振興常任委員長の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第6 議員派遣の件

**議長** 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

**議会事務局長** (朗読、説明省略)

**議長** 議員派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

**議長** これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますのでお受けいたします。

**町長** 令和6年度第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月4日から8日間の日程で19件の案件につきましてご決議賜りまして、御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受け止めまして町政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、内閣府より通知があり、舟形町における7月25日からの大雨による災害については、本日11日、激甚災害として指定するとの交付がなされ、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が施行されました。これにより国の補助率がアップされるなど、被災された農家等や町財政負担の軽減が図られます。激甚災害指定につきましては、加藤鮎子特命担当大臣をはじめとする県選出国會議員や、進藤金日子財務大臣政務官、宮崎雅夫参議院議員や吉村知事、伊藤重成県會議員をはじめとする県會議員の皆様、県町村会の皆様の迅速な要望活動やご尽力のたまものと関係各位に心から御礼を申し上げます。

国からの心強い支援を賜りましたので、職員と一丸となって復旧復興に努めてまいります。

また、7日土曜日、8日日曜日の2日間、第41回ふながた若鮎まつりが開催され、天候にも幸いに恵まれたこともあり、昨年度の2万2,000人より1,000人多い2万3,000人の来場者がありました。大盛況の若鮎まつりとなりました。

暑い中、2日間にわたって頑張っていたいただいたまちづくり課をはじめ、各課の職員の皆様並びに振興公社の皆様、観光物産協会、小国川漁協、産直まんさくの皆様をはじめ関係各位に心より感謝と御礼を申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で多忙となる季節、そして日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。8日間、どうもありがとうございました。

**議長** これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和6年第3回舟形町議会議定例会を閉会いたします。

8日間にわたる慎重審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時27分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 伊 藤 廣 好

署 名 議 員 小 国 浩 文